



始



工場資料第二輯  
大正六年四月

工場法施行ニ關スル廳府縣令

農商務省商工局

326-270



凡 例

一 本書ハ廳府縣ニ於ケル工場法施行細則竝之レカ取扱手續ニ關スル規

定ヲ輯録シタルモノナリ

一 本書刊行ノ際尙ホ廳府縣令ヲ以テスル工場法施行細則ノ規定ナキモ

ノ兵庫、埼玉、千葉、秋田ノ四縣ナリ

大正六年四月

農商務省商工局

ハ 寄贈本





# 工場法施行ニ關スル廳府縣令

## 目次

(北海道)	工場法施行細則……………	一
	工場法施行ニ關スル取扱手續……………	五
(警視廳)	工場法施行細則……………	九
	工場法施行細則取扱心得……………	一五
	十歳以上十二歳未満ノ者ノ就業シ得ヘキ業務追加ノ件……………	一七
(京都府)	工場法施行細則……………	一九
	工場法規適用ニ關スル件……………	二四
(大阪府)	工場法施行細則……………	二七
(神奈川縣)	工場法施行細則……………	三一
(長崎縣)	工場法施行細則……………	三七
(新潟縣)	工場法令施行細則……………	四三
	工場法令施行手續……………	四五
(群馬縣)	工場法施行細則……………	五一
	工場法施行細則執行手續……………	六五
(茨城縣)	工場法施行細則……………	六七

(栃木縣)	工場法施行細則	七五
	工場法令取扱手續	七九
(奈良縣)	工場法施行細則	八一
(三重縣)	工場法施行細則	八七
(愛知縣)	工場法施行細則	九一
(静岡縣)	工場法施行細則	一〇七
	工場法施行心得	一一六
(山梨縣)	工場法施行細則	一二七
	工場法規執行手續	一三七
	工場法施行細則	一四三
(滋賀縣)	工場法規取扱手續	一四九
	工場法規適用ニ關スル件	一五一
(岐阜縣)	工場法施行細則	一五三
	工場法施行心得	一五四
(長野縣)	工場法施行細則	一五九
(宮城縣)	工場法施行細則	一六七
(福島縣)	工場法令施行細則	一七五
	工場法令施行ニ關スル取扱手續	一七九

(巖手縣)	工場法施行細則	一八三
	工場法施行取扱手續	一九〇
(青森縣)	工場法施行細則	一九七
	工場法施行手續	二〇〇
(山形縣)	工場法施行細則	二〇五
(福井縣)	工場法施行細則	二一一
(石川縣)	工場法施行細則	二一五
	工場法令取扱規程	二一九
(富山縣)	工場法施行細則	二二三
	工場法令取扱手續	二二六
(鳥取縣)	工場法施行細則	二三一
	工場法施行細則執行手續	二三六
(島根縣)	工場法施行細則	二三七
	工場法令取扱手續	二四三
(岡山縣)	工場法施行細則	二四五
	工場法施行ニ關スル取扱手續	二四七
(廣島縣)	工場法施行細則	二四九
(山口縣)	工場法令施行細則	二五五
(和歌山縣)	工場法施行細則	二六三



三 其ノ作業ノ種類

四 就業時間、休憩時間、休日ニ關スル事項

第四條 工場法第八條第二項ニ依リ就業時間ヲ延長シ又ハ同法第四條及第五條ノ規定ニ拘ラス職工ヲ

就業セシメ若ハ休日ヲ廢止セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ許可ノ申請ヲ爲スヘシ

一 事由(天災地變其ノ他ノ爲メ避クヘカ)  
ラサル臨時必要ナル事由詳細)

二 從來ノ就業時間又ハ休日

三 延長ヲ要スル時間、午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業スル時間又ハ廢止スヘキ休日數

四 作業ノ種類

五 期間

六 現在使用ノ職工數並男女別

七 同上ノ内保護職工(十五歳未満ノ者並女子)ノ數其男女別

第五條 工場法第八條第三項ニ依リ就業時間ヲ延長セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ五日以前ニ届出

ツヘシ

一 事由(臨時必要ナリト  
スル事由詳細)

二 延長スヘキ期間並一日ニ於ケル延長時間

三 作業ノ種類

四 現在使用ノ職工數並男女別

五 同上ノ内保護職工(十五歳未満ノ者並女子)ノ數並其男女別

第六條 工場法第八條第四項ニ依リ就業時間ヲ延長セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ認可ノ申請ヲ爲

スヘシ

一 事由(季節ニ依リ繁忙ナ  
ル事由詳細)

二 延長ヲ必要トスヘキ期間

三 前項期間内ニ於テ延長スヘキ日數並時間

四 作業ノ種類

五 現在使用ノ職工數並男女別

六 同上ノ内保護職工(十五歳未満ノ者並女子)ノ數並其男女別

第七條 工場法施行令第二章ノ規定ニ依リ職工又ハ遺族ニ對シ扶助ヲ爲シタルトキハ附屬様式ニ依リ

翌月二十日迄ニ之ヲ届出ツヘシ

前項ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第八條 尋常小學校ノ課程ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭セムトスルモノハ左ノ事項ヲ具シ認可ノ申請

ヲ爲スヘシ

一 使用セムトスル學齡兒童ノ男女別並其員數

二 就學ニ關スル必要ナル事項

第九條 工場管理人ノ選任ニ關スル認可申請書及届書ニハ工場管理人ニ對スル委任狀ヲ添付スヘシ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ工場管理人タルコトヲ得ス

一 工場ノ管理ニ付實權ヲ有セサル者

- 二 未成年者、禁治産者、準禁治産者
- 三 家資分散ノ處分ヲ受ケ未タ復權セサル者及破産者
- 四 工場管理人タルノ認可ヲ取消サレタル日ヨリ二ケ年ヲ經過セサル者
- 五 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三ケ年ヲ經過セサル者
- 六 性行、經歷不良ナル者

第十一條 工場法施行規則第十七條及第十九條第二項ニ依リ保存スヘキ書類ヲ滅失又ハ毀損シタル場合ハ左ノ各號ヲ具シ届出ツヘシ

- 一 書類ノ種類、頁數
  - 二 保存シタル期間
  - 三 滅失、毀損ノ年月日及事由詳細
- 第十二條 工場法施行規則第二十四條ニ依ル病傷、死亡ノ届出ハ該當事項ノ有無ニ拘ラス毎月之ヲ爲スヘシ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第七條附屬様式

扶助義務履行届

疾病又ハ傷	扶助ノ種類	扶助金額	支給月日	業務別	職工名	備考

右御届候也

年 月 日

右工場主又ハ工場管理人  
住所

氏 名 印

長 官 宛

備考

- 一 疾病又ハ負傷欄ニハ病名、負傷、症狀、死亡等ニ區別シ記入スヘシ
- 一 扶助ノ種類欄ニハ療養金、葬祭料、遺族扶助料等ニ區分シ記入スヘシ
- 一 業務別欄ニハ扶助ヲ受ケヘキ原因ノ發生シタル當時ノ業務ヲ記入スヘシ
- 一 摘要欄ニハ扶助義務履行ニ關スル要領其他關係事項ノ要領ヲ記載スヘシ

工場法施行ニ關スル取扱手續 (大正五年十一月一日 北海道廳訓令第七百三號)

一 諸願届書ニシテ別ニ調査事項ヲ摘示セサルモノハ記載事項ノ正否ヲ調査シテ收受シ進達スヘシ

北海道

- 二 調査事項ヲ摘示シタルモノハ調査ノ結果ニ依リ適否ノ意見ヲ附シテ進達スヘシ
- 三 十歳以上十二歳未満ノ者ノ使用許可申請ニ付テハ左ノ事項ヲ調査スヘシ
  - (イ) 工業主又ハ工場管理人ノ性質、素行、経歴ノ大要
  - (ロ) 使用セムトスル職工ノ男女別並其ノ員數
  - (ハ) 使用ヲ必要トスル事由詳細
  - (ニ) 作業ノ種類、就業時間、休憩時間、休日ニ關スル事項
  - (ホ) 就學ニ關スル事項ノ適否
- 四 工場法第八條第二項ニ依ル許可ノ申請ニ付テハ申請書記載ノ各事項殊ニ避クヘカラサル事由ニ依リ臨時必要ナリトスル事實詳細ニ調査スヘシ
- 五 工場法第八條第三項ニ依ル届書ニ付テハ届書記載ノ各事項殊ニ臨時ノ必要上止ムヲ得サルモノト認メ得ヘキヤ否ヲ調査スヘシ
- 六 工場法第八條第四項ニ依ル許可ノ申請ニ付テハ申請書記載ノ各事項殊ニ季節ニ依リ繁忙ナル事業トシテ認メ得ヘキヤ否ニ付詳細ニ事實ノ調査ヲ爲スヘシ
- 七 職工ノ扶助規則又ハ其ノ變更ノ届出アルトキハ工場ノ現況其ノ他ニ鑑ミ之カ適否ヲ調査スヘシ
- 八 職工ノ雇傭ニ關シ工場法施行令第二十四條但書ニ依リ同條第一號第二號ノ契約ヲ爲サムトスルノ許可申請ニ付テハ申請書記載ノ各事項ヲ精査シ及因テ職工ノ不利益トナルノ虞ナキヤ否ヲ調査スヘシ
- 九 職工ノ貯蓄金ヲ管理スルノ認可申請ニ付テハ其ノ管理方法ニ付詳細調査スヘシ

- 十 慣習ニ依リ賃金ノ支拂期日ヲ定メムトスルノ許可申請ニ付テハ其ノ必要トスル事由並毎月拂ニ比較シ職工ノ蒙ルヘキ利害得失ヲ調査スヘシ
- 十一 尋常小學校ノ課程ヲ修了セサルモノノ雇傭認可申請ニ付テハ就學ニ關スル事項ノ適否ヲ調査スヘシ
- 十二 工場管理人ノ認可申請(又ハ工場管理人届)ニ付テハ左ノ事項ヲ調査スヘシ
  - 被選任者ノ原籍、住所、族稱、氏名、年齢ノ正否
  - 被選任者ノ履歷書記載事實ノ確否
  - 被選任者ノ性質、素行並信用ノ程度
  - 工業主ト被選任者トノ關係並兩者間ニ於ケル工場管理人選任ニ關スル契約ノ内容
  - 工場法施行細則第十條ニ規定セル各號ノ事項

- 十三 (ホ)(ニ)(ハ)(ロ)(イ) 工業主又ハ工場管理人ニ於テ保管ノ義務アル書類ノ滅失、毀損ノ届出ニ付テハ左ノ事項ヲ調査スヘシ
  - 書類ノ種類、員數
  - 保存シタル期間
  - 滅失又ハ毀損ノ年月日及事由ノ確否

- 十四 (ハ)(ロ)(イ) 工場法施行規則第二十四條ニ依ル傷病、死亡ノ届出及工場法施行細則第七條ニ依ル扶助義務ノ履行届出ニ付テハ誤脱又ハ事實相違等ナキヤヲ調査スヘシ



## 警 視 廳

### 工場法施行細則

(大正五年八月二十四日  
警視廳令第十三號)

第一條 本令ニ於テ法ト稱スルハ工場法、施行令ト稱スルハ工場法施行令、施行規則ト稱スルハ工場法施行規則ヲ指ス

第二條 工業主ハ其ノ工場ニシテ法ノ適用ヲ受クヘキ事由ヲ生シ又ハ現ニ適用ヲ受クル工場ニシテ之ヲ受ケサルニ至ルヘキ事由ヲ生シタルトキハ十日以内ニ警視廳ニ届出ツヘシ

第三條 法ノ適用ヲ受クルモノノ届出事項左ノ如シ

一 職工男女別人員

二 就業時間

滿十五歳以上ノ男子就業時間

十五歳未滿ノ者及女子ノ就業時間並業務ノ範圍

職工ヲ二組ニ分チ交替就業セシムル場合ノ就業時轉換方法

三 休憩時間並其ノ配置方法、動力ヲ使用スル者ニ在リテハ運轉休止ノ有無

四 休日ノ日時

五 賃金計算方法及支拂日

六 職工雇入又ハ募集ノ方法

七 職工服務ニ關スル事項

警 視 廳

- 八 寄宿舎ニ關スル事項
- 九 積立金信認金ニ關スル事項
- 十 違約金又ハ損害賠償ニ關スル事項
- 十一 契約ニ關スル事項
- 十二 賞與又ハ懲戒ニ關スル事項
- 十三 醫療ニ關スル事項

前項各號ノ事項ヲ變更シタルトキハ三日以内ニ警視廳ニ届出ツヘシ

第四條 工業主ハ法第八條第二項又ハ第四項ノ事由ニ因リ就業時間ヲ延長セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ警視廳ニ願出ツヘシ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 就業時間ノ延長ヲ要スヘキ事由
- 二 延長ヲ要スヘキ就業時間及期間
- 三 就業時間ノ延長ヲ要スヘキ作業ノ種別
- 四 前各號ノ外法第八條第二項ノ場合ニ於テハ休日廢止ノ有無及休憩時間並其ノ配置方法
- 第五條 法第八條第三項ノ事由アル場合ニ於テハ工業主ハ前條第一號乃至第三號ノ事項ヲ具シ警視廳ニ届出ツヘシ

第六條 前二條ノ場合ニ於テ就業時間ヲ延長スヘキ事由ノ消滅シタルトキハ其ノ旨直ニ警視廳ニ届出ツヘシ

第七條 工業主ハ法第二條第二項ニ依リ十歳以上十二歳未滿ノ者ヲシテ左ノ業務ニ就カシムルトキハ

其ノ男女別、人員、作業方法、就業時間、休憩時間及其ノ配置方法並休日ヲ定メ警視廳ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

- 一 菓子、卷煙草、燐寸(黄燐ヲ使用セサルモノ)、黄燐燐寸(工場法施行後二年間トス)、刷子又ハ鈕釦ノ製造工場ニ於ケル函詰、綴附、包裝又ハ標紙ノ貼付
- 二 紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼
- 三 印刷製本又ハ製紙工場ニ於ケル紙ノ折疊若ハ帶封掛
- 四 生絲製造工場ニ於ケル屑物ノ處理
- 五 織物工場ニ於ケル箆通、綜統通、絲ノ手繰又ハ管卷
- 六 前各號ノ外告示ヲ以テ定メタル業務

第八條 工業主ハ施行令第五條乃至第九條ノ事實アリタルトキハ支給ヲ受ケタル者ノ住所、氏名、年齢(遺族扶助料又ハ葬祭料ニ付テハ本人ノ續柄遺言又ハ豫告ニ依リ支給シタル場合ハ其ノ旨記載)、支給ノ原因及金額ヲ其ノ都度警視廳ニ届出ツヘシ但シ施行令第五條ノ療養費及第六條ノ扶助料支給ニ限り其ノ人員金額ヲ様式第一號ノ定ムル所ニ依リ毎月取纏メ習月二十日迄ニ警視廳ニ届出ツヘシ

第九條 前條ノ事項ニ關シテハ様式第二號ノ定ムル所ニ依リ工場毎ニ療養扶助人名簿ヲ調製シ其ノ顛末ヲ記載スヘシ

第十條 工業主ハ施行規則第八條第一項第一號乃至第三號及第二項ノ疾病ニ罹レル者ヲ發見シタルトキハ患者ノ住所、氏名、年齢ヲ遲滞ナク警視廳ニ届出ツヘシ、同條第一項第四號又ハ第五號ノ患者ニ對スル傳染豫防ノ處置ヲ爲シタルトキ亦同シ

第十一條 新ニ設置セムトスル製造場工場取扱場等ニシテ法ノ適用ヲ受クヘキモノニ對スル願書記載ノ事項ハ當該規定ニ依ルノ外仍本令第三條各號ノ事項ヲ具備スヘシ但シ第七號以下ノ事項ニ付テハ事業開始前届出ツルコトヲ妨ケス

前項ノ届出事項ニシテ設置許可前之ヲ變更シタルトキハ其ノ旨當該官廳ニ届出ツヘシ

第十二條 工業主ハ工場管理人ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ履歷書ノ外工業主ト管理人ト連署シタル選任契約書ノ謄本ヲ添附スヘシ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ工場管理人ノ認可ヲ與ヘス又ハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 工場ノ管理ニ付實權ヲ付與セサルモノト認ムル者
  - 二 未成年者、復權セサル家資分散者、破産者、禁治産者、準禁治産者
  - 三 工場管理人ノ認可ヲ取消サレタル日ヨリ滿二年ヲ經過セサル者
  - 四 前科アリテ改悛ノ情顯著ナラサル者
  - 五 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行猶豫中ノ者
  - 六 前號ノ猶豫期間滿了ノ日ヨリ滿三年ヲ經過セサル者
  - 七 其ノ他工場管理人タルニ適セスト認ムル者
- 第十四條 施行令施行規則並本令ノ規定ニ依リ警視廳ニ提出スル願届書ハ總テ工場所在地所轄警察官署ヲ經由スヘシ
- 第十五條 工業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

署ヲ經由スヘシ

一 本令ノ届出ヲ怠リタル者又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

二 第九條ノ名簿記載ヲ怠リ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

第十六條 工業主カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ従業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタル場合ニ於ケル罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者又ハ管理人ヲ被告人トス

附 則

第十七條 本令ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 本令施行ノ際法ノ適用ヲ受タル工場ノ工業主ハ大正五年九月三十日限り第三條第一項ノ事項ヲ警視廳ニ届出ツヘシ

前項ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

様式第一號

大正		職工疾病負傷並療養費及扶助料支給月報		工業主名印	
月分		一 疾病負傷者業務別男女人員			
疾	人	業	務	別	合
	員				
病	男	精紡部	男	女	計
	女	、	、	、	
	計	、	、	、	
	男	、	、	、	
	女	、	、	、	
	計	、	、	、	
	男	、	、	、	
	女	、	、	、	
	計	、	、	、	
	男	、	、	、	
	女	、	、	、	
	計	、	、	、	



施行規則第二十一條第二十二條並工場法施行細則ニ規定シタル諸願届ヲ受理シタルトキハ事實ヲ審  
査シ意見ヲ附シ(意見ナキモノハ書類ニ署印ヲ捺捺スヘシ以下同シ)三日以内ニ工場課ニ送付スヘシ

第三條 工場法第八條第二項ノ願書ヲ受理シタルトキハ事實ヲ審査シ電話又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ特  
ニ迅速ノ處理ヲ爲スヘシ

第四條 製造所其他取締ニ關スル件(以下單ニ廳令ト稱ス)第二條ノ工場ニシテ工場法ノ適用ヲ受クヘキモノニ  
對シテハ左記事記ヲ具シ稟議スヘシ

一 工業主住所氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所在地、代表者ノ氏名)

二 設置ノ場所名(地名番號)

三 建物ノ種別、棟數、坪數並既設又ハ新設ノ區別

四 原料ノ種類、製品ノ名稱及製造方法ノ概要

五 危険又ハ衛生上有害ナル事項アリト認ムル場所ニ對シテハ其ノ概要及除害方法

六 工場法施行細則第三條第一項第一號乃至第六號ノ事項

第五條 前條ノ工場ニ對シ許可ヲ與ヘタルトキハ三日以内ニ工場課ニ報告スヘシ

第六條 第四條ノ工場ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルモノアリタルトキハ處分後三日以内ニ工場課ニ  
報告スヘシ

一 工業主ノ住所氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所在地、代表者ノ氏名)ヲ變更シタルトキ(建設物使用權ノ承繼ヲ含ム)

二 法定代理人、保佐人、夫又ハ其ノ氏名ニ異動ヲ生シタルトキ

三 休場又ハ廢場シタルトキ

四 設置者死亡シ(法人ニアリテハ解散)又ハ所在不明トナリタルトキ

五 建物ノ増築改築變更ノ爲坪數ニ異動ヲ生シタルトキ

六 建物其ノ他ニシテ危険又ハ衛生上有害ノ虞アル場合ニ於テ除害裝置ヲ命シ又ハ其ノ建設物ノ使  
用ヲ停止シ若ハ廢止ヲ命シタルトキ

七 應令第十二條ノ事由ニ依リ其ノ許可ヲ取消シ又ハ建設物ノ廢止ヲ命シタルトキ

十歳以上十二歳未満ノ者ノ就業シ得ヘキ業務追加ノ件 (大正五年十月二十八日 警視廳告示第七十二號)

工場法施行細則第七條六號ニ依リ十歳以上十二歳未満ノ者ノ就業シ得ヘキ業務左ノ通定ム

一 製藥、化粧品、化粧石鹼工場ニ於ケル罐詰、包裝、標紙ノ貼付

二 麻真田工場ニ於ケル管卷

京 都 府

工場法施行細則

(大正五年九月一日  
京都府令第五十二號)

第一條 工場法第二條第二項ノ規定ニ依リ十歳以上ノ者ヲシテ就業セシメントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ許可ヲ受クヘシ

一 職工ノ氏名生年月日

二 一日ノ就業時間(自何時至何時)休憩時間(自何時、何分間)

三 休日(何日)

四 従事セシムヘキ作業

五 就業セシムル場所

第二條 工場法第八條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一 業務ノ種類

二 避クヘカラサル事由

三 期間

四 一日ニ於ケル延長時間

五 一日ノ就業時間ノ始時及終時

六 廢止スヘキ休日ノ回数

七 職工ノ一部ニ係ルトキハ十五歳未満ノ男子及女子ノ員數竝ニ其ノ作業

京都府

第三條 工場法第八條第四項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一 業務ノ種類

二 就業時間ヲ延長スヘキ期間及其ノ日數

三 各日ノ就業時間ノ豫定

四 職工ノ一部ニ係ルトキハ十五歳未満ノ男子及女子ノ員數竝ニ其ノ作業

第四條 工場法第八條第三項ノ規定ニ依ル届書ニハ左ノ事項ヲ具シ三日以前ニ之ヲ差出スヘシ

一 業務ノ種類

二 臨時必要アル事由(詳細ニ記載ヲ要ス)

三 就業時間ヲ延長スヘキ期間竝ニ其ノ一日ノ就業時間(自何時至何時)

四 職工ノ一部ニ係ルトキハ十五歳未満ノ男子及女子ノ員數竝ニ其ノ作業

第五條 工場法施行規則第三條ノ規定ニ依リ就業時間ヲ延長シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ三日以内ニ届出ツヘシ

一 業務ノ種類

二 其ノ業務ニ従事スル十五歳未満ノ男子及女子ノ員數

三 延長スヘキ一日ノ就業時間(自何時至何時)

第六條 工場法施行令第二章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ三日以内ニ届出ツヘシ

一 扶助ノ種別

二 扶助ノ金額及其ノ算定ノ標準トナリタル賃金額竝其ノ算出ノ方法

三 扶助料ヲ支給シタル年月日

四 工場法施行令第五條ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲シタルトキハ其ノ期間

五 扶助ヲ受ケタル者ノ住所氏名生年月日竝ニ遺族扶助料又ハ葬祭料ヲ受ケタル者ニ至リテハ職工トノ續柄

第七條 工場法施行令第二十六條ノ規定ニ依ル認可ノ申請ニハ左ノ事項ヲ具スヘシ

一 尋常小學校ノ教科ヲ終了セサル兒童ノ従事スル作業及男女別員數竝年齢

二 前號ノ兒童ヲシテ工場所在地ノ市區町村内ニ在ル尋常小學校ノ授業時間内ニ就業セシメサルトキハ其ノ旨

三 工場其ノ他ノ場所ニ於テ尋常小學校程度ノ教育設備ヲ有スル場合ニ於テハ其ノ各學年ノ科目、時間(一週間内)及教育擔當者ノ資格

第八條 工場法第十八條第三項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケントスル者ハ別記様式ニ準スル選任契約書寫ヲ添ヘ申請スヘシ

第九條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ工場管理人ニ選任スルコトヲ得ス

一 工場法第十八條第一項ニ規定セル權限ヲ有セサル者

二 未成年者、禁治產者、準禁治產者

三 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ未タ復權ノ決定確定ニ至ラサル者

四 工場管理人ノ認可ヲ取消サレタル者ニシテ其取消ノ日ヨリ二年ヲ經過セサル者

京都府

二二

五 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者

六 性行又ハ經歷上工場管理人タルニ適セサル者

工場管理人ニシテ不適當ト認ムルトキハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第十條 前項第一項ノ規定ハ工場法第十八條第三項但書ノ規定ニ依ル工場管理人ノ選任ニ之ヲ準用ス

第十一條 工場法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ歸郷旅費ヲ支給シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ三日以内ニ届出ツヘシ

一 工場法施行令第二十七條第一項ノ規定ニ依ル職工ノ種別、住所、氏名、生年月日

二 職工ノ郷里

三 歸郷旅費額及其内譯

第十二條 工場法施行規則第十四條ノ規定ニ依ル醫師ノ診斷書又ハ檢案書ハ職工ノ解雇又ハ死亡ノ日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第十三條 工場法施行令第二十八條第四號ノ認可ヲ受ケ徒弟ヲ收容シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ届出ツヘシ

一 徒弟ノ住所、氏名、生年月日

二 指導者ノ履歷書

第十四條 工場法及工場法ニ基キテ發スル命令ニ關スル申請又ハ届出ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十五條 第六條第十一條乃至第十三條ノ規定ニ違反シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十六條 本則ニ規定スル所爲カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ觸ル、爲メ其所爲ヲナシタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人戸主家族同居人其他ノ從業者ニ對シ刑法其他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ對シ本則ヲ適用スルコトヲ妨ケス

附 則

第十七條 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 工場法施行令第三十八條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一 工場所在地ノ地方ニ於ケル慣習ニ依ル支拂期

二 支拂ヲ爲ス期日

三 前號ノ期日ニ支拂ヲ爲ス期間

様 式

選任契約書

一、工場法第十八條及第十九條ニ依リ何某ハ何某ヲ何工場管理人ニ選任シ同工場ノ管理ニ關スル一切ノ權限ヲ附與ス

一、何某ハ何工場管理人トシテ何某ニ代リテ工場法規ニ規定スル全般ノ責ニ任スヘキコトヲ承諾ス

右 契 約 ス

年 月 日

京 都 府



何府縣何市何町何字何、何番地

工場主 何

何府縣何市何町何字何、何番地

何工場何々 何

某 某

工場法規適用ニ關スル件

(大正五年九月一日  
京都府告示第四百十三號)

第一條 左記各號ニ該當スルモノハ工場法第八條第四項ノ季節ニ依リ繁忙ナル事業トス

一 生絲製造業

二 製茶業

三 果物ノ罐詰ニ關スル業務

第二條 左記各號ニ該當スルモノハ工場法第十五條ノ業務上ノ疾病トス

一 砒素、砒素化合物、水銀、水銀化合物、燐、燐含有物、鉛、鉛化合物、チアン水素酸、チアン化合物、其他毒性又ハ劇性料品ヲ取扱フ業務ニ於ケル其中毒諸症及業務ノ過程ニ於テ發生シタル毒性又ハ劇性物質ニ因ル中毒諸症

二 業務上使用スル硫酸、苛性アルカリ、「クロール」、「フルオール」、フルオール化合物、クロム化合物、「テール」其他腐蝕性又ハ刺戟性料品ニ因ル腐蝕又潰瘍

三 生絲工ノ手指蜂窩織炎、研磨工ノ水疹及業務上使用スル「テール」「セメント」、チアン化合物等ニ因ル皮膚濕疹

四 業務ニ因ル筋ノ強直、痙攣、斷裂、健鞘炎、關節炎、脱腸

五 高熱物體ノ取扱、刺戟性瓦斯又ハ異物ニ因ル結膜炎其他ノ眼病

六 襪襪、獸毛、革皮、其他古物ヲ取扱フ業務ニ因ル丹毒、炭疽、「ベスト」、痘瘡

七 前各號列記以外ノ疾病ニシテ業務上ノ疾病ト認メラル、モノ

第三條 工場法施行規則第三條ノ機械生絲製造ノ業務中ニハ機械生絲製造業ニシテ連結シタル設備ニ依リ蒸汽其他ノ装置ヲ共同ニ使用スル玉絲製造及ヒ足踏製絲ノ業務ヲ含ム

大阪府

工場法施行細則

(大正五年八月三十日  
大阪府令第五十一號)

第一條 工場法又ハ工場法ニ基キテ發スル命令ニ關スル願届ハ總テ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第二條 工場法第二條第二項ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 氏名、生年月日、男女別

二 就業セシメムトスル業務ノ種類

三 一日ノ就業時間

四 一日ノ就業時間中ニ於ケル休憩時間

五 毎月ニ於ケル休日ノ回数

第三條 工場法第八條第二項ノ規定ニ依ル許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 避クヘカラサル事由

二 事業ノ種類

三 就業時間ヲ延長スヘキ期間

四 延長スヘキ一日ノ就業時間

五 一日ノ就業時間ノ始時及終時

六 廢スヘキ休日ノ回数

七 職工ノ員數並男女別及其ノ男子ニ在リテハ十五歲未滿ノ者ノ員數

第四條 工場法第八條第三項ノ規定ニ依ル届書ニハ左ノ事項ヲ記載シ三日以前ニ差出スヘシ

- 一 臨時必要ナル事由
  - 二 事業ノ種類
  - 三 一月ニ付就業時間ヲ延長スヘキ日數
  - 四 延長スヘキ一日ノ就業時間
  - 五 職工ノ員數並男女別及其ノ男子ニ在リテハ十五歳未滿ノ者ノ員數
  - 六 當月内ニ工場法第八條第三項ノ規定ニ依リ就業時間ヲ延長シタルコトアレハ其ノ日數
  - 七 工場法第八條第四項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケシコトアレハ其ノ期間
- 第五條 工場法第八條第四項ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 事業ノ種類
  - 二 就業時間ヲ延長スヘキ期間及其ノ日數
  - 三 工場法第八條第四項ノ規定ニ依リ就業時間ヲ延長シタルコトアレハ其ノ期間
  - 四 延長スヘキ一日ノ就業時間

第六條 工場法施行令第二章ノ規定ニ依リ職工又ハ其ノ遺族ノ扶助ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ都度五日以内ニ左ノ事項ヲ記載シ届出ヘシ

- 一 職工ノ住所、氏名、生年月日及男女別
- 二 遺族扶助料若ハ葬祭料ヲ支給シタル場合ニ於テハ遺族ノ住所、氏名、生年月日及職工トノ續柄

- 三 工場法施行令第五條乃至第九條ニ依ル扶助ノ種別及金額
- 四 扶助料算出ノ標準タルヘキ賃金額及其ノ金額算出ノ方法
- 五 扶助料支給ノ方法
- 六 雇傭年月日及解雇シタルトキハ其ノ年月日
- 七 工場法施行令第十四條ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲ササルニ至リシ場合ニ於テハ扶助ヲ爲シタル期間

第七條 工場法第十八條第三項ノ規定ニ依ル工場管理人選任ノ認可ヲ受ケムトスルモノハ工場管理人ト連署シ又ハ其ノ選任承諾書寫ヲ添ヘ申請スヘシ

- 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ工場管理人ニ選任スルコトヲ得ス
- 一 工場法第十八條第一項ニ規定セル權限ヲ有セサルモノ
- 二 未成年者、禁治産者又ハ準禁治産者
- 三 家資分産又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ未タ復權ノ決定確定ニ至ラサルモノ
- 四 工場管理人ノ認可ヲ取消サレタル者ニシテ其ノ取消ノ日ヨリ三年ヲ經過セサルモノ
- 五 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ五年ヲ經過セサルモノ
- 六 性行又ハ經歷上工場管理人タルニ適セサルモノ

工場管理人ニシテ不適當ト認ムルトキハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第八條 工場法第十八條第三項但書ノ規定ニ依ル工場管理人選任ノ届出ニ關シテハ前條ノ規定ヲ準用

ス

第九條 工場法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ歸郷旅費ヲ支給シタルトキハ其ノ都度五日以内ニ左ノ

事項ヲ記載シ届出ヘシ

一 工場法施行令第二十七條第一項ノ規定ニ依ル職工ノ種別、住所、氏名、生年月日及男女別

二 職工ノ郷里

三 歸郷旅費額及其ノ内譯

第十條 工場法施行規則第十四條ノ規定ニ依ル醫師ノ診斷又ハ檢案書ハ職工ノ解雇又ハ死亡ノ日ヨリ

三年間之ヲ保存スヘシ

第十一條 第六條、第九條及第十條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十二條 本則ニ規定スル所爲カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ觸ルル爲其ノ所爲ヲ爲シタ

ル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニ對シ刑法其ノ他ノ

法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ對シ本則ヲ適用スルコトヲ妨ケス

附 則

第十三條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 神 奈 川 縣

工場法施行細則

(大正五年八月三十日  
神奈川縣令第六十號)

第一條 工業主ハ知事ノ許可ヲ受ケ十歳以上十二歳未滿ノ者ヲシテ左ニ掲クル業務ニ就カシムルコト

ヲ得

一 菓子、卷煙草、黃燐ヲ使用セサル燐寸、刷子又ハ鉗鉗ノ製造工場ニ於ケル函詰、綴附、包裝又

ハ標紙ノ貼付

二 紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼

三 印刷、製本又ハ製紙工場ニ於ケル紙ノ折疊又ハ帶封掛

四 生絲製造工場ニ於ケル屑物ノ處理

五 織物工場ニ於ケル箆通、綜統通、絲ノ手繰又ハ管卷

第二條 工業主カ前條ノ就業ヲ爲サシムルトキハ知事ノ指定シタル事項ノ外左ノ各號ニ違反スルコト

ヲ得ス

一 一日ノ就業時間ハ六時間ヲ超エサルコト

二 一日ノ就業時間カ三時間ヲ超ユルトキハ就業時間中ニ三十分以上ノ休憩時間ヲ設クルコト

三 毎月四回以上ノ休日ヲ設クルコト

第三條 工業主前二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 就業セシムヘキ職工ノ定員數

神奈川縣

二 業務ノ種類

- 三 一日ノ就業時間但シ始業及終業ノ時ヲ明記スヘシ
- 四 一月ノ休日ノ回数及方法

前項各號ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 工場法第八條第二項又ハ第三項ニ依リ差出スヘキ書類ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 申請又ハ届出ノ目的タル事項
- 二 臨時就業ヲ必要トスル事由
- 三 臨時就業スヘキ業務ノ種類
- 四 期間

前項ノ規定ハ工場法第八條第四項ニ依リ差出スヘキ書類ニ之ヲ準用ス

第五條 工場管理人選任ノ認可申請書ニハ履歷書ノ外工業主及工場管理人タラムトスル者ノ連署シタル選任契約書寫ヲ添附スヘシ

選任契約書ニハ工場法第十八條及第十九條ノ規定ニ依リ工場主ハ工場管理人ニ對シ工場ノ管理ニ關スル一切ノ權限ヲ與ヘ工場管理人ハ工業主ニ代リテ工場法規ニ規定スル全般ノ責任ヲ負フヘキコトヲ承諾スル旨ヲ明記スヘシ

前二項ノ規定ハ工場法第十八條第三項但書及施行規則第二十二條第一號ノ規定ニ依ル工場管理人選任ノ届出ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 前條第一項ノ場合ニ於テ工場管理人タラムトスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ選任

ニ付認可ヲ與ヘサルコトアルヘシ

- 一 工場ノ管理ニ付實權ヲ附與セサルモノト認ムルトキ
- 二 未成年者、復權セサル家資分散者及破産者、禁治産者、準禁治産者並第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ取消サレタル日ヨリ二年ヲ經過セサル者ナルトキ
- 三 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ二年ヲ經過セサル者ナルトキ
- 四 其ノ他工場管理人タルニ適セスト認ムルトキ

第七條 左ノ場合ニ於テハ工場管理人選任ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 虚偽ノ事實ニ基キ認可ヲ受ケタルトキ
- 二 破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ禁治産若ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
- 三 禁錮又ハ懲役ノ刑ヲ言渡サレタルトキ
- 四 其ノ他工場管理人タルニ適セスト認ムヘキ事由生シタルトキ

第八條 工場法施行規則第二十條ノ規定ニ依リ工業主カ賃金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ返還スヘキ

場合左ノ如シ

- 一 職工カ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキ
- 二 職工カ出産ノ費用ニ充ツルトキ
- 三 其ノ他已ムコトヲ得サル事由アルトキ

第九條 業務上ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ基クト否トニ拘ラス職工又ハ遺族ニ對シ扶助ヲ爲シタルトキ



長 崎 縣

工場法施行細則

(大正五年十二月二十七日)  
(長崎縣令第六十一號)

第一條 工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ事實ノ生シタル日ヨリ七日以内ニ知事ニ届出ツヘ  
シ

- 一 事業ヲ廢止シタルトキ
  - 二 工場法ノ適用ヲ受ケサル事由ヲ生シタルトキ
  - 三 引續キ休業一ヶ月以上ニ亘ルトキ
  - 四 工場所在地ヲ移轉シタルトキ
  - 五 工業主ニ變更アリタルトキ但シ讓渡ノ場合ニハ當事者連署スヘシ
- 第二條 工業主ハ左ノ各號ニ付規定ヲ設ケタルトキハ其事項ヲ具シ遲滯ナク知事ニ届出ツヘシ其之ヲ  
變更シタル場合亦同シ

- 一 職工ノ就業時間、就業時ノ轉換方法、休憩及休日ニ關スル事項
  - 二 職工雇入契約ニ關スル事項
  - 三 職工ノ賞與又ハ制裁ニ關スル事項
  - 四 職工ノ寄宿舍又ハ舍宅ニ關スル事項
  - 五 工場法ノ規定以外ノ職工扶助ニ關スル事項
- 知事ハ必要アリト認メタルトキハ前項ニ依リ届出タル事項ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第三條 工場法第二條第二項ノ許可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具スヘシ

- 一 氏名、住所、男女別、生年月日
- 二 就業セシメントスル業務ノ種類
- 三 一日ノ就業時間及休憩時間
- 四 毎月ノ休日回数

第四條 工場法第八條第二項ノ許可ヲ申請スルニハ避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル事情許可

ヲ受ケントスル事項及其期間、始業及終業時並十五歳未満ノ者及女子ノ員數ヲ具スヘシ

工場法第八條第三項ノ届出ニハ臨時必要ノ事由、業務ノ種類就業時間ヲ延長スル日延長スヘキ時間

始業時及終業時並十五歳未満ノ者及女子ノ員數ヲ具スヘシ

工場法第八條第四項ノ認可ヲ申請スルニハ事業ノ種類認可ヲ受ケントスル期間及日數延長スヘキ時

間並始業時及終業時ヲ具スヘシ

第五條 職工業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルニ因リ扶助ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ遅

- 滞ナク知事ニ届出ツヘシ
- 一 氏名、生年月日、住所、職名
- 二 負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル日時、場所其ノ原因及當時從事シタル業務ノ種類
- 三 扶助ノ種類金額及其ノ算出ノ標準タル賃金額
- 四 遺族扶助料若ハ葬祭料ヲ支給シタルトキハ之ヲ受ケタル遺族ノ氏名生年月日住所及職工トノ續

柄

疾病又ハ負傷ニ付前項ノ届出ヲ爲シタル後扶助義務繼續中職工死亡シタルニ依リ工場法施行令第

八條及第九條ニ依リ扶助ヲ爲シタルトキハ職工ノ氏名、住所、死亡ノ年月日、扶助料ヲ支給シタ

ル遺族ノ氏名、生年月日、住所及職工トノ續柄並扶助金額ヲ具シ遅滞ナク知事ニ届出ツヘシ

工場法施行令第七條若ハ第十四條ニ依リ扶助ヲ爲シタルトキハ職工ノ氏名、住所扶助ノ金額及第

十四條ノ場合ニハ扶助ヲ爲シタル期間並負傷又ハ疾病ノ現症ヲ具シ遅滞ナク知事ニ届出ツヘシ

第六條 工場法施行令第二十六條ノ認可ヲ申請スルニハ兒童豫定數及左ノ事項ヲ具スヘシ但尋常小學

校ノ教授時間外ニ傭使スル場合ニ於テハ第五號ノ事項ヲ具スルヲ以テ足ル

一 教授擔任者ノ氏名及其ノ履歴

二 教科目並各科日毎週教授日數

三 一ケ年月別教授日數

四 教授ノ場所

五 教授時間ト就業時間トノ關係

第七條 工場法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ歸郷旅費ヲ支給シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ三日以内

ニ知事ニ届出ツヘシ

一 工場法施行令第二十七條第一項ノ規定ニ依ル職工ノ種別、氏名、生年月日、男女別、住所

ニ歸着ノ場所

三 支給シタル旅費額及其ノ内譯

第八條 工場法施行規則第八條但書ニ依リ傳染豫防ノ處置ヲ爲シタルトキハ其ノ處置方法ヲ具シ遅滞



ナク知事ニ届出ツヘシ

四〇

工場法施行規則第八條第三項但書及第九條但書ニ依リ就業セシメタルトキハ遲滞ナク知事ニ届出テ醫師ノ意見書ハ就業禁止ノ事由止ミタル後一年間之ヲ保存スヘシ

第九條 工業主ハ工場毎ニ別記様式ノ職工檢診簿ヲ備ヘ工場法施行規則第十四條ニ依リ醫師ヲシテ診斷又ハ檢案セシメタルトキハ之ニ記入スヘシ

第十條 工業主ハ職工ノ檢診其ノ他工場衛生ニ關スル事務ヲ擔任セシムル爲メ醫師ヲ定メタルトキハ其ノ住所、氏名ヲ知事ニ届出ツヘシ

第十一條 工場管理人選任ノ認可ヲ申請スルニハ工場法施行規則第二十一條ノ書類ノ外選任契約書寫ヲ添付スヘシ

前項ノ規定ハ工場法施行規則第二十二條第一號ノ届出ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工場管理人タル認可ヲ與ヘサルコトアルヘシ

- 一 工場ノ管理ニ付實權ヲ附與セラレサル者ト認ムルトキ
  - 二 未成年者復權セサル家資分産者若ハ破産者禁治産者又ハ準禁治産者ナルトキ
  - 三 工場管理人タル認可ヲ取消サレタル日ヨリ三年ヲ經過セサルモノナルトキ
  - 四 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ二年ヲ經過セサル者ナルトキ但特ニ改悛ノ狀アリト認ムルトキハ此限りニアラス
  - 五 本人ノ性行又ハ經歷上工場管理人タルニ適セサル者ト認ムルトキ
- 第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工場管理人タル認可ヲ取消スコトアルヘシ

一 工場管理ニ付實權ヲ有セスト認ムルトキ

二 家資分産、破産、禁治産又ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

三 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタルトキ

四 法令ニ違反シ又ハ工場管理人タルニ不適當ト認ムル行爲アリタルトキ

五 久シキニ亘ル故障ニ依リ工場ヲ管理スルコト能ハスト認ムルトキ

第十四條 第一條第二條第五條第九條及第十條ノ届出ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

職工檢診簿ノ調製ヲ怠リタル者又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者亦同シ

第十五條 本令ニ規定スル所爲カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ觸ルル爲其ノ所爲ヲ爲シタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニ對シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ對シ本令ヲ適用スルコトヲ妨ケス

第十六條 工場法又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依ル申請又ハ届出ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ但第六條ニ依ル申請ハ所在地町村役場島廳郡市役所ヲ經由スヘシ

附 則

第十七條 本令ハ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 工場法施行令第三十八條第二項ノ許可ヲ申請スルニハ賃金支拂期ニ關シ第二十二條ノ規定ニ異ル慣習其ノ慣習ニ準據セムトスル期限及其ノ慣習ヲ改ムルヲ得サル事由ヲ具スヘシ



- 一 事業ノ種類
  - 二 臨時必要アル事由
  - 三 期間
  - 四 就業時間及就業轉換期
  - 五 休憩時間及休日
- 第四條 工場管理人選任ノ認可申請書ニハ工場法施行規則第二十二條ニ規定スル履歷書ノ外工場法第十八條ニ依ル權限ヲ委任シ同法第十九條ニ依ル責任ヲ負フヘキコトヲ承諾スル旨ヲ明記セル選任契約書寫ヲ添付スヘシ工場法施行規則第二十二條第一號ニ依ル届出ノ場合亦同シ
- 第五條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ工場管理人タルコトヲ得ス
- 一 未成年者、禁治產者、準禁治產者
  - 二 家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者
  - 三 工場管理人選任ノ認可ヲ取消サレタル日ヨリ滿二箇年ヲ經過セサル者
  - 四 禁錮以上ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ滿三箇年ヲ經過セサル者
- 第六條 工場管理人ニシテ不適任ト認ムルトキハ既ニ與ヘタル認可ヲ取消スコトアルヘシ
- 第七條 工場主職工ヲ扶助シタルトキハ其ノ都度遲滯ナク左ノ事項ヲ記載シ知事ニ届出ツヘシ
- 一 病名又ハ負傷ノ程度
  - 二 發病負傷又ハ死亡ノ月日時

- 三 扶助ノ狀況及方法等
  - 四 醫師ノ診斷書、檢案書又ハ死亡證書
- 第八條 工場法、工場法施行令、工場法施行規則及本則ニ依リ知事ニ提出スル願届書ハ總テ工場所在地所轄警察官署ヲ經由スヘシ
- 第九條 本則第二條第七條ニ違反シタル者ハ五十圓以内ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 附 則
- 第十條 現行ノ命令ハ工場法、同施行令、同施行規則及本則ニ牴觸セサル限り其ノ効力ヲ妨ケラルルコトナシ
- 第十一條 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 工場法令施行手續 (大正五年十二月十六日、新潟縣訓第四百七十八號)
- 第一條 本手續ニ於テ法ト稱スルハ工場法、施行令ト稱スルハ工場法施行令、規則ト稱スルハ工場法令施行規則、細則ト稱スルハ工場法令施行細則ヲ謂フ
- 第二條 法ノ適用ヲ受ケサル工場ニシテ其ノ適用ヲ受ケヘキ事由ヲ生シタルモノト認メタルトキ又ハ適用ヲ受クル工場ニシテ其ノ適用ヲ受ケサル事由ヲ生シタルモノト認メタルトキハ左ノ事項ヲ具シ遲滯ナク報告スヘシ
- 相續又ハ讓渡等ニ依リ工業主ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ
- 一 工業主ノ本籍住所氏名
  - 二 工場名

- 三 工場所在地
  - 四 業務ノ種類
  - 五 常時使用スル職工ノ員數及男女別
  - 六 就業時間及休憩時間
  - 七 一箇月中ノ休日數
  - 八 其ノ他ノ事由
- 第三條 細則第六條ノ規定ニ依ル工場管理人認可取消ノ處分ヲ爲ス必要アリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滞ナク報告スヘシ
- 第四條 細則第八條ノ規定ニ依ル願届書ヲ受理シタルトキハ事實ヲ調査シ其ノ許否認否ヲ決スヘキモゾニ付テハ意見ヲ附シ進達スヘシ
- 第五條 工場及附屬建造物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生風紀其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ狀況ヲ具シ遲滞ナク報告スヘシ
- 第六條 施行令第十八條及同令第二十七條第二項ノ規定ニ依ル審査又ハ調停ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滞ナク報告スヘシ
- 第七條 施行令第二十四條但書ノ規定ニ依ル許可申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ
- 一 貯蓄ノ方法
  - 二 給付スヘキ物品ノ名稱及價額竝給付カ職工ノ利益トナルヘキ事由

- 三 職工ノ貯蓄金中工業主ノ給付ニ係ル部分ヲ交付セサル條件
- 第八條 施行令第二十五條ノ規定ニ依ル貯蓄金管理ノ認可申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ
- 一 貯蓄金ノ管理方法
  - 二 貯蓄金返還ノ手續
- 第九條 施行令第二十六條ノ規定ニ依ル職工就學ニ關スル認可申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ
- 一 教師ノ資格及員數
  - 二 學齡兒童ノ氏名生年月日及學歷
  - 三 就學ノ場所及其ノ方法
  - 四 教科目及教科書名各教科毎週教授時間
  - 五 經費支辨ノ方法
  - 六 學齡兒童ノ義務教育免除又ハ猶豫ノ有無
  - 七 工場ニ於ケル就業時刻及時間
- 第十條 施行令第二十九條ノ規定ニ依ル徒弟認可ノ申請書ヲ受理シタルトキハ同條各號ノ事項及同令第二十八條第一項第一號乃至第三號ノ條件ヲ具備スルヤ否ヤ及徒弟ノ住所氏名生年月日竝通勤又ハ寄宿ノ區別ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ
- 第十一條 施行令第三十一條ノ規定ニ依ル處分ヲ必要ナリト認メタルトキハ其ノ狀況ヲ具シ遲滞ナク



凡例

- 一 工場名ハ特別ノ名稱ナキモノハ之ヲ略シ特ニ工場名ヲ有スルモノニ限り何製造所又ハ何々株式會社何々工場ト云フカ如ク記載スヘシ
- 二 業務ノ種類ハ輸出絹織物又ハ器械製絲ト云フ如ク法令ノ規定スル業名ニ從ヒ記載スヘシ
- 三 就業時間ハ其ノ工場ニ於ケル常時ノ時間即チ午前何時ヨリ午後何時マテト記載スヘシ
- 四 休憩時間ハ午前何十分午後何十分ト云フカ如ク凡テ其ノ工場ニ於ケル常時ノ休憩時間ヲ記載スヘシ
- 五 休日ハ一日十五日ト云フカ如ク記載スヘシ
- 六 交代日ハ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合即チ毎月一日又ハ何日ト記載スヘシ
- 七 賃金ハ職工一日ニ於ケル最高最低額ヲ記載シ更ニ其ノ平均額ヲ記載スヘク若シ月給又ハ年給ノ者アラハ金額ノミヲ記載シ其ノ旨備考欄ニ記載スヘシ
- 八 就業轉換法ハ工場法第七條第二項ノ規定ニ依リ就業時ヲ轉換スヘキ方法ヲ記載スヘシ
- 九 賃金支拂日ハ毎月三十日又ハ毎日拂ノ如ク記載スヘシ
- 一〇 原動機ノ種類例セハ汽罐蒸汽機關型式ハ外焚多管式馬力ニ於テ二トシ其ノ箇數ニ於テ一トシ又電動機ニ在リテハ電動機五馬力ト云フカ如ク記載スヘシ
- 一一 給與ハ賃錢以外工業主カ職工ニ對シ盆暮ノ二期又ハ其ノ他ニ於テ職工ノ成績如何ニ依リ金品ヲ給與シ若ハ職工獎勵ノ爲ニ或ハ永年勤績セシムルノ目的ヲ以テ工業主カ特ニ職工ニ對シ他ノ給付ヲナスヘキ實際ノ金品等ヲ記載スヘシ
- 一二 備考欄ニハ表記ノ外必要ト認ムル事項例セハ工場囑託醫ノ氏名職工待遇ノ狀況賞罰若ハ慰安ニ關スル事項其ノ他苟モ參考トナルヘキ事項ヲ記載スヘシ

群馬縣

工場法施行細則

(大正五年八月二十六日 群馬縣令第二十九號)

- 第一條 工業主工場ヲ設立セムトスルトキハ工場及ヒ附屬建設物ノ圖面並其ノ説明ヲ添付シ様式第一號ニ依リ豫メ知事ニ届出ツヘシ工場ノ新築改築ニ係ル場合ハ其ノ工事着手前ニ届出ツルコトヲ要ス
- 前項ニヨル届書又ハ添付書類ニ記載シタル主要事項ニ異動ヲ生スルトキ亦同シ
- 第二條 工業主ハ左ノ場合ニ於テ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
  - 一 業務ヲ開始スルトキ
  - 二 業務ヲ廢止スルトキ
  - 三 一月以上ニ亘リ業務ヲ休止スルトキ
  - 四 休止後更ニ業務ヲ開始スルトキ
- 第三條 相續又ハ讓渡ニ依リ工業主ノ變更アリタル場合ニ於テハ新工業主ハ遲滞ナク所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ讓渡ノ場合ニ在リテハ讓渡人ノ連署ヲ要ス
- 第四條 工業主工場法第二條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ様式第二號ニ依リ申請スヘシ
- 第五條 前條ノ許可ヲ受ケ十歳以上十二歳未満ノ者ヲシテ就業セシメ得ル業務ノ範圍左ノ如シ
  - 一 菓子、卷煙草、黃燐ヲ使用セサル燐寸、刷子又ハ鉋釘ノ製造工場ニ於ケル函詰綴附、包裝又ハ

標紙ノ貼付

- 二 紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼
- 三 印刷製本又ハ製紙工場ニ於ケル紙ノ折疊又ハ帶封掛
- 四 生絲製造工場ニ於ケル屑物ノ處理
- 五 織物工場ニ於ケル箆通、綜統通、絲ノ手繰又ハ管卷
- 六 前各號ノ外知事ニ於テ適當ト認メタル業務

第六條 前條ノ場合ニ於テハ左ノ條件ニ依ルヘシ

- 一 一日ノ就業時間ハ六時間ヲ超エサルコト
- 二 一日ノ就業時間カ三時間ヲ超ユルトキハ就業時間中ニ三十分以上ノ休憩時間ヲ設クルコト
- 三 毎月四回以上ノ休日ヲ設クルコト
- 四 其ノ他知事ニ於テ必要ト認メタル事項

第七條 工業主施行規則第十二條ノ揭示ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ寫ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第八條 工業主工場法第五條又ハ第六條ニ依リ十五歳未満ノ者及ヒ女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時

ニ至ル間ニ於テ就業セシムルトキハ豫メ其ノ事由、男女別職工數、就業方法ニ關スル事項、職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキハ更ニ各組ノ男女別職工數、交替時間並就業時ノ轉換期ヲ詳具シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ本則施行十五年後十四歳以上ノ男子及ヒ二十歳以上ノ女子ニ付亦同シ

第九條 工業主工場法第八條第二項ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ様式第三號ニ依リ、同條第四項

ニ依リ認可ヲ受ケムトスルトキハ様式第四號ニ依リ申請スヘシ

同條第三項ニ依リ就業時間ヲ延長セムトスルトキハ様式第五號ニ依リ届出ツヘシ

同條第四項ニ依リ認可ヲ受ケタル者ニシテ就業時間ヲ延長スヘキ期日カ申請書ニ記載シタル豫定ト異ルトキハ様式第四號ニ準シ届出ツヘシ

第十條 工場及ヒ附屬建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認メタルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止ス

第十一條 工業主ハ職工ノ診斷又ハ檢案ヲ爲サシムル爲醫師ヲ定メ其ノ履歷書ヲ添ヘ住所氏名ヲ知事

ニ届出ツヘシ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

已ムラ得サル場合ニ於テハ臨時他ノ醫師ヲシテ診斷又ハ檢案ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 工業主ハ工場毎ニ様式第六號ノ診療簿ヲ備ヘ職工ノ疾病負傷又ハ死亡ノ都度登録スヘシ

職工分婉シタルトキハ其ノ日時ヲ届出テシメ前項ニ準シ處理スヘシ

第十三條 工業主施行規則第十三條ニ依リ扶助ニ關スル事項ノ要領ヲ記述シ職工ニ周知セシメタルトキハ其ノ寫並周知ノ方法ヲ具シ直ニ知事ニ届出ツヘシ

第十四條 工業主職工又ハ其ノ遺族ニ對シ法令ニ依ル扶助料、葬祭料及ヒ歸郷旅費ヲ支給シタルトキハ受領證ヲ徴シ月次ニ從ヒ編綴保存スヘシ

第十五條 工業主施行令第二十四條ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ詳具シ申請スヘシ

- 一 職工ニ貯蓄ヲ爲サシメムトズルトキハ其ノ賃金並積立管理ノ方法
- 二 賃金ノ一部ニ代ヘテ他ノ給付ヲ爲サムトスルトキハ其ノ事由、賃金總額、他ノ給付ニ代ヘムトスル金額及ヒ他ノ給付ノ種類分量並其ノ支給方法
- 三 職工解雇ノ場合ニ於テ職工ノ貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル部分ヲ交付セサラムトスルトキハ其ノ事由並交付ノ方法

第十六條 工業主施行令第二十五條ニ依リ貯蓄金ヲ管理セムトスルトキハ積立及ヒ管理ノ方法ヲ具シ認可ヲ受クヘシ

第十七條 工業主施行令第二十六條又ハ同第三十條第二項ノ規定ニ依リ尋常小學校ノ教科ヲ終了セサル學齡兒童ヲ雇傭シ又ハ徒弟トシテ收容セムトスルトキハ様式第七號ニ依リ認可ヲ受クヘシ

第十八條 職工名簿ノ用紙雇入ニ關スル書類診療簿ノ用紙ハ各別ニ職工ノ死亡又ハ解雇ノ日時ニ從ヒ之ヲ整理保存スヘシ但シ編綴セル用紙ニシテ分離シ能ハサルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 工業主工場管理人選任ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ申請書ニ其ノ履歷書及ヒ工業主工場管理人タルヘキ者ト連署シタル選任契約書寫ヲ添付スヘシ

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ工場管理人トシテ之ヲ認可セス

- 一 工場ノ管理ニ付實權ヲ附與セラレサルモノト認めタル者
- 二 未成年者、禁治產者、準禁治產者
- 三 破產者、復權セサル家資分散者

四 管理人ノ認可ヲ取消サレタル日ヨリ滿二年ヲ經過セサル者

五 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ滿二年ヲ經過セサル者

六 其ノ他工場管理人トシテ不適當ト認めタル者

第二十一條 工場管理人ニシテ前條各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ認可ヲ取消シ又ハ之カ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二十二條 施行規則第二十二條ノ届出ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 工場法第十八條第三項但書ニ依リ工場管理人ヲ選任シタルトキハ其ノ法人ノ定款及ヒ管理人ノ資格
- 二 工場管理人死亡シ又ハ之ヲ解任シタルトキハ其ノ月日
- 三 施行規則第十七條又ハ第十九條第二項ノ規定ニ依リ保存スヘキ書類ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ月日及ヒ顛末

第二十三條 第一條乃至第三條第七條第八條第九條第三項第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ違反シタル者第十八條ノ規定ニ依リ診療簿用紙ヲ保存セサル者及ヒ第二十一條ノ規定ニヨル命令ニ從ハサル者ハ科料ニ處ス

附 則

第二十四條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十五條 本則ニ依リ知事ニ提出スル許可又ハ認可ノ申請及ヒ届出ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ



第二十六條 本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ大正五年九月三十日迄ニ第一條ニ準シ届出ツヘシ

前項ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十七條 施行規則第三十條ノ届出ハ様式第八號ニ依ルヘシ

第二十八條 施行令第二十四條ノ規定ニ違反セル契約アルトキハ其ノ寫ヲ添ヘ大正五年九月三十日迄ニ知事ニ届出ツヘシ

前項ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十九條 工業主施行令第三十八條第二項ニ依リ同第二十二條ノ規定ニ異ル契約ヲ爲サムトスルトキハ慣習ノ詳細ヲ具シ許可ヲ受クヘシ

第三十條 本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本則施行ノ日ヨリ四月内ハ第十二條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

様式第一號

工場設立届

本籍地  
現住所  
工業主 何 某

右者別紙圖面ノ通工場設立仕度候間左記事項ヲ具シ此段及御届候也

記

- 一 工場名及其ノ所在地
  - 一 工事着手及竣工ノ日
  - 一 業務ノ種類
  - 一 職工ノ概數 (寄宿、通勤、男女ノ別)
  - 一 機械(原動機)ノ種類、數量並其ノ据付主任技師ノ氏名及履歷
  - 一 休日實施方法
- 年 月 日

右 何 某 印

群馬縣知事宛

注意

本則第一條ノ規定ニ依ル圖面及ヒ其ノ説明ニハ特ニ左ノ事項ニ付明記スヘシ

- 一 圖面ハ縮尺二百分ノ一ノ平面圖トシ敷地ト工場及ヒ附屬建設物トノ位置ノ關係、室ノ配置及ヒ名稱、機械其ノ他ノ設備ノ位置及ヒ相互ノ距離、工場ノ通用門、非常門、下水道、井戸、便所等ノ位置
- 二 説明ニハ建築ノ種類、各室ニ於ケル窓ノ面積、天井及ヒ床ノ高サ

様式第二號

幼年工使用願

群馬縣

本籍地  
現住所

何

生年月日

某

右者左記ノ通使用致度候間御許可相成度此段及申請候也

記

- 一 工場名
  - 一 工場所在地
  - 一 幼年工ヲ使用スヘキ業務ノ種類
- 年 月 日

工業主又ハ工場管理人

何

某 印

群馬縣知事宛

様式第三號

臨時就業方法變更願

工場所在地

工場名

左記ノ通臨時就業方法變更致度候間御許可相成度此段及申請候也

記

- 一 事由
  - 一 期間
  - 一 就業方法
- 年 月 日

工業主又ハ工場管理人

何

某 印

群馬縣知事宛

様式第四號

就業時間延長願

工場所在地

工場名

左記ノ通時間延長致度候間御認可相成度此段及申請候也

記

- 一 業務ノ種類
- 一 繁忙ナル期間
- 一 延長スヘキ時間數
- 一 就業時間ヲ延長スヘキ豫定期日

群馬縣



診察回数	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
	①																	
備考	醫師捺印 實際加療セシ期間 療養費 扶助料 算出ノ標準料 扶助請求年月日 遺族扶助料ヲ受クル者ノ氏名 上記ノ者ト本患者トノ續柄 工業主 氏名捺印																	

診療簿記載心得

- 一 病名欄ニハ併發症、合併症アラハ併記スヘシ
- 二 他覺的症候欄ニハ内科的、外科的、眼科的其ノ他ノ疾病ヲ問ハス總テ他覺的診查ニ依テ得タル(略痰、尿<sup>ヲ</sup>)症狀ヲ詳記スヘシ
- 三 轉歸欄ニハ不具、缺損、癱瘓ヲ來シタル場合ハ狀況程度ヲ詳記シ且ツ其ノ程度、狀況ハ施行令第七條第何號ニ該當スルヤヲ記入スヘシ
- 四 療法欄ニハ休養、就褥日數ノ豫定數ヲ記入シ治病上ノ指圖欄ニハ治療上必要ナル事項、例之食餌

- 五 ノ指定、入浴、隔離、消毒ノ必要ノ有無、方法等ヲ詳記シ尙處方ヲ略記スヘシ
- 備考欄ニハ診斷セシ病名ハ施行規則第八條第何項及第一項第何號ニ該當スルヤ及第八條第四號、又ハ第五號ニ掲クル疾病ニ付傳染豫防ノ處置ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ方法、全治ニ至ラスシテ工業主ノ治療ヲ離ル、場合ハ豫後ヲ詳記シ、分娩後三週日ヲ經テ就業セシメムトスルトキハ病名欄ニ分娩ト記シ其ノ狀態ヲ詳記スヘシ
- 患者ヲ普通室ニテ休養、就褥セシメシヤ又ハ病室、隔離室ニ收容セシヤヲ記入スヘシ
- 六 扶助欄ニハ扶助セシ狀況程度(額)及種類ヲ記シ二種以上トナリタルトキハ併記スヘシ
- 七 療養費欄ニハ金額及ヒ其ノ支出者ノ氏名ヲ記入スヘシ
- 八 治療中醫師ヲ變更シタルトキハ其ノ都度用紙ヲ改メ一纏メトシ置クヘシ
- 九 實際加療セシ期間欄以下ハ工業主ニ於テ記入捺印シ其ノ他ノ欄ハ診療セシ醫師ヲシテ自書ノ上捺印セシムヘシ
- 〇 工業主ハ醫師ヲシテ診察毎ニ相當欄ニ月日ヲ記入シ捺印セシムヘシ
- 二 遺族扶助料ヲ受クヘキ者ト本患者トノ續柄ハ施行令第何條第何項又ハ第何號ニ該當スルモノナリヤヲ記入スヘシ

様式第七號

學齡兒童使用願

本籍地  
現住所

右者左記ノ通使用致候間御認可相成度別紙就學ニ關スル事項ヲ具シ此段及申請候也

記

- 一 使用スヘキ工場名
- 一 工場所在地

年 月 日

六四

何 某

生年月日

修學程度

工業主又ハ工場管理人

何 某 印

群馬縣知事宛

様式第八號

幼年工使用届

本籍

現住所

何

某

男女別 生年月日

雇入年月日

右者左記ノ通引續キ就業セシメ度候間此段及御届候也

記

- 一 工場名
- 一 工場所在地
- 一 業務ノ種類

年 月 日

工業主又ハ工場管理人

何 某 印

群馬縣知事宛

工場法施行細則執行手續

(大正五年九月一日 群馬縣訓令第四十一號)

第一條 工場法施行細則(以下單ニ細則ト稱ス)第一條第一項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ左記事項ヲ調査シ報告スヘシ

一 工場法ノ適用ヲ受クヘキモノナリヤ否

二 工業主ノ性行並資産ノ程度

三 工場建設地四隣ノ狀況

四 附近居住民ニ於テ故障ヲ唱フル者ナキヤ否若アラハ其ノ理由

五 其ノ他參考トナルヘキ事項

第二條 細則第二條ノ届出アリタルトキハ其ノ旨報告スヘシ但シ業務ノ廢止又ハ休止ノ場合ニ在リテ

群馬縣

六五

- ハ其ノ事由ヲ具スルコトヲ要ス
- 第三條 細則第三條ノ届出アリタルトキハ新工業主ニ付第一條第二號ノ事項ヲ調査シ報告スヘシ
- 第四條 工場法第二條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル工業主ニシテ細則第五條第六條ノ規定ニ違反シタル事實アリト認メタルトキハ直ニ其ノ狀況ヲ具シ報告スヘシ
- 第五條 細則第七條第八條ノ届出アリタルトキハ直ニ報告スヘシ
- 第六條 細則第九條ノ規定ニ依ル申請又ハ届出アリタルトキハ事實ヲ調査シ即報スヘシ
- 第七條 工場及附屬建設物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ其ノ狀況ヲ具シ即報スヘシ
- 第八條 細則第十九條ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ同第二十條各號ニ該當スル者ニアラサルヤ否調査ヲ遂ケ副申スヘシ
- 第九條 工場管理人ニシテ細則第二十條各號ノ一ニ該當スル者アリト認メタルトキハ其ノ狀況ヲ具シ即報スヘシ
- 第十條 細則第二十六條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ第一條第一號乃至第三號ノ事項ヲ調査シ報告スヘシ
- 第十一條 細則第二十九條ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ慣習ノ事實ヲ調査シ直ニ副申スヘシ

茨城縣

工場法施行細則

(大正五年九月十一日 茨城縣令第二十九號)

- 第一條 工場法ノ適用ヲ受クヘキ工場ヲ設置シ事業ヲ開始シタルトキハ工業主ヨリ五日以内ニ左ノ事項ヲ具シ當廳ニ届出ツヘシ既設ノ工場ニシテ工場法ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキ亦同シ
- 一 工場名及工場ノ所在地並工業主ノ住所氏名年齢
- 二 事業ノ種類及原動機ヲ使用スル工場ニ在リテハ其ノ原動機ノ種類
- 三 職工數(男女別ニ依ル 寄宿及通勤數)
- 四 就業時間
  - 十五歳以上ノ男子ノ就業時間及其ノ始時終時
  - 十五歳未満ノ者及女子ノ就業時間並其ノ始時終時
  - 五 毎月ノ休日回數及其ノ確定日
  - 六 職工全員ヲ通シテ一齊ニ休日ヲ與ヘサルトキハ其ノ組數及方法
  - 七 一日ノ休憩時間及其ノ配置
  - 八 職工ニ對スル賃金及給與ヲ定ムル方法並其ノ支拂期日
- 第二條 前條第六號ノ場合ニ於テハ職工組別簿ヲ作成シ各組別ニ職工ノ氏名ヲ記載スヘシ
- 第三條 工場法第二條第二項ノ許可申請書ニハ左ノ各號ヲ具備スヘシ
  - 一 業務ノ種類

二 一日ノ就業時間及其ノ始時終時  
 三 毎月ノ休日回数及其確定日  
 四 一日ノ休憩時間及其ノ配置

第四條 工場法第八條第二項ノ許可申請書ニハ左ノ各號ヲ具備スヘシ  
 一 事業ノ種類  
 二 避クヘカラサル事由ニヨリ臨時必要ヲ生シタル理由  
 三 期間及延長スヘキ就業時間  
 四 午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ノ始時終時  
 五 廢止スヘキ休日

第五條 工場法第八條第三項ノ届書ニハ左ノ各號ヲ具備スヘシ  
 一 事業ノ種類  
 二 臨時必要ヲ生シタル事由  
 三 期間及延長スヘキ就業時間

第六條 工場法第八條第四項ノ認可申請書ニハ左ノ各號ヲ具備スヘシ  
 一 事業ノ種類  
 二 期間及延長スヘキ就業時間

第七條 工場管理人選任ノ認可申請書ニハ工場法施行規則第二十一條ニ依ルノ外工業主ト管理人タルヘキ者トノ連署シタル選任契約書寫ヲ添附スヘシ

第八條 工場法施行規則第二十二條第一號ノ届書ニハ其ノ履歷書及選任承諾書寫ヲ添附スヘシ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ工場管理人ニ選任スルコトヲ得ス

- 一 當該工場ニ付一切ノ權限ヲ有セサル者
- 二 未成年者禁治産者又ハ準禁治産者
- 三 復權セサル家資分散者又ハ破産者
- 四 工場管理人ノ認可ヲ取消サレタル日ヨリ二年ヲ經過セサル者
- 五 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行猶豫期間中ノ者及其ノ執行ヲ終リタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者
- 六 性行又ハ經歷其ノ他工場管理人ニ適セサル者

工場管理人前項第一號乃至第三號第五號及第六號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其認可ヲ取消シ又ハ改任ヲ命スルコトアルヘシ

第十條 工場法及工場法施行令ノ規定ニ依リ扶助料葬祭料又ハ歸郷旅費ヲ支給シタルトキハ左ノ各號ヲ具シ五日以内ニ當廳ニ届出ツヘシ

- 一 扶助ヲ受ケタル職工ノ本籍住所氏名年齢
- 二 扶助金ヲ受領シタル者ノ本籍住所氏名及職工トノ續柄
- 三 扶助ノ原因
- 四 扶助金算出ノ標準
- 五 扶助ノ種類及其ノ支給シタル金額

第十一條 工場法施行令第二十四條但書ノ許可申請書ニハ左ノ各號ヲ具備スヘシ

一 第一號前段ニ付テハ貯蓄ヲ爲サシムヘキ職工ノ範圍毎回ノ貯蓄金額貯蓄ノ方法及利率

二 第一號後段ニ付テハ他ノ給付ヲ爲ス事由及其ノ職工ノ範圍給付物品ノ種類數量價格並賃金ニ對スル歩合及給付ノ方法

三 第二號ニ付テハ契約ノ内容詳細

第十二條 工場法施行令第二十五條ノ認可申請書ニハ左ノ各號ヲ具備スヘシ

一 管理ノ委託ヲ受クヘキ職工ノ範圍

二 管理ノ方法

第十三條 工場法施行令第二十六條ノ認可申請書ニハ左ノ各號ヲ具備スヘシ但シ教授ノ場所公私立小學校ナルトキハ第二號第三號ヲ具備スルヲ要セス

一 教授ノ場所

二 教科目及每週教授時間

三 教授者ノ氏名及其ノ履歷

第十四條 工場法施行規則第八條第一項但書ノ傳染豫防ニ關シテハ左ノ各號ノ處置ヲ爲スヘシ

一 患者ノ居室ハ健康者ト隔離シ特ニ清潔ヲ保持シ空氣ノ流通及光線ノ射入ヲ善クスルコト

二 操業場ニ於テハ患者ヲ健康者ト區別スルコト

三 患者ノ座席及出入スル戸障子便所ノ引手等手ノ觸レ易キ場所ハ常ニ消毒スルコト

四 患者ノ手巾洗面器寢具衣服食器其ノ他ノ所持品ハ健康者用ト區別シ一定ノ場所ニ置カシムルコト

五 患者ノ浴室ハ可成健康者ト區別スルコト

當該官吏ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ外傳染豫防ノ處置ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條 工場法施行規則第九條但書ニ依リ産後三週日ヲ經過シタル者ヲ就業セシメムトスルトキハ

醫師ノ意見書ヲ徵シ一年間保存スヘシ

第十六條 工業主工場法施行規則第十四條ニ依リ醫師ヲシテ診斷又ハ檢案ヲ爲サシメタルトキハ第一

號様式ノ職工傷病者名簿ニ其ノ都度記入シ三年間保存スヘシ

第十七條 工場法施行規則第二十條第三號ニ基キ工業主カ賃金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ返還スヘ

キ場合ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 職工カ十五日以上ニ渉ル疾病ノ費用ニ充ツルトキ

二 職工カ出產ノ費用ニ充ツルトキ

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ當廳ニ届出ツヘシ

一 工場ヲ廢止シタルトキ

二 工場ニシテ工場法ノ適用ヲ受クルコトナキニ至リタルトキ

三 第一條第一號第二號及第四號乃至第八號ノ事項中ニ變更ヲ生シタルトキ

一箇月以上工場ヲ休マムトスルトキハ豫メ其ノ事由及期間ヲ具シ當廳ニ届出ツヘシ

第十九條 工場法工場法施行令工場法施行規則及本則ニ依リ當廳ニ差出スヘキ書類ハ總テ工場所在地

所轄警察官署ヲ經由スヘシ





栃 木 縣

工場法施行細則

(大正五年八月三十日  
栃木縣令第二十四號)

第一條 本則ニ於テ工場法令ト稱スルハ工場法、工場法施行令、工場法施行規則及本則ヲ謂フ

第二條 工場法令ニ依ル申請其ノ他ノ願届ハ工場所在地所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第三條 職工ヲ雇入又ハ解雇シタルトキハ第一號及第二號様式ニ依リ毎月取纏メ翌月十日迄ニ届出ツ  
ヘシ

職工ヲ雇入レタルトキハ戶籍ニ關スル證明書ヲ徴シ置クヘシ

第四條 工場法第二條第二項ニ依ル十歳以上十二歳未滿ノ者ノ就業許可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載  
スヘシ

一 業務ノ種類

二 一日ノ就業時間

三 一日ノ休憩時間

四 一ヶ月ノ休日回数

五 賃金

第五條 工場及附屬建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキ  
ハ豫防又ハ除外ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停  
止スル事アルヘシ

第六條 工場管理人選任ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ工場法施行規則第二十一條ニ依ルノ外左ノ書類ヲ添付スヘシ

- 一 工業主ト管理人タルモノト連署シタル選任契約書寫
- 二 戶籍謄本
- 三 第七條第一項第一號乃至第三號ニ關スル事項ノ證明書

第七條 左記各號ノ一ニ該當スルモノハ工場管理人タルコトヲ得ス

- 一 未成年者、禁治産者、準禁治産者
- 二 家資分散者、破産者ニシテ復権セサル者
- 三 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行猶豫中ノ者又ハ其ノ執行ヲ了シタル日ヨリ滿二年ヲ經過セサル者
- 四 其ノ他管理人トシテ不適當ト認メタル者

第八條 工場法施行令第二章ニ依ル職工又ハ其遺族ノ扶助ノ場合ニ於テ扶助義務履行濟ノ際ハ扶助ノ事由、種別、方法、金額ヲ詳記シ其ノ都度届出ツヘシ

第九條 工場法施行令第二十六條ニ依ル尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル場合ニ於ケル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

- 一 修學ノ方法
- 二 品性修養ニ關スル監督ノ方法

第十條 工場法施行令第四章ノ規定ニ依ル徒弟收容ノ場合ハ第三條ヲ準用ス

第十一條 工場法施行令第三十八條ニ依ル許可ノ申請書ニハ賃金支拂ニ關スル慣習方法ヲ詳細ニ記載スヘシ

第十二條 囑託醫ヲ選任シタルトキハ其履歷書ヲ添へ十日以内ニ届出ツヘシ

第十三條 工業主左ノ場合ニ於テハ十日以内ニ届出ツヘシ但シ第三號ノ場合ニ於テ讓渡ニ因ルモノハ讓受人ノ連署ヲ要ス

- 一 業務ヲ開始シタルトキ
- 二 業務ヲ廢止シタルトキ
- 三 工業主ニ異動ヲ生シタルトキ

第十四條 工場内ニ於テ共濟會ヲ設立シタルトキハ會則ヲ添へ届出ツヘシ

第十五條 第三條第八條第十條第十三條ノ届出ヲ怠リ又ハ其届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルモノハ科料ニ處ス

附 則

第十六條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 第三條第二項ノ規定ハ本令施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クヘキ工場ニ使用セル職工ニ之ヲ準用ス

第十八條 本則施行ノ際現ニ工場ヲ經營スル者ハ大正五年九月三十日迄ニ業務ノ種類及男女別並ニ職工數ヲ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ怠リ又ハ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

第十九條 工場ノ取締ニ關スル現行ノ命令ハ本則ニ牴觸セサル限り本則施行ノ爲メ其效力ヲ妨ケラル

ルコトナシ  
(一號様式)

職工雇入月表

計	男女別	區別	寄宿	通勤	年 齡			員數	備 考
					十歲以上十二歲未満	十三歲以上十五歲未満	十五歲以上		

備考欄ニハ雇入契約等ノ重要ナル事項アルトキハ之ヲ略記スヘシ

(二號様式)

職工解雇月表

計	男女別	區別	寄宿	通勤	年 齡			員數	備 考
					十歲以上十二歲未満	十三歲以上十五歲未満	十五歲以上		

備考欄ニハ解雇原因等ノ重要ナル事項アルトキハ之ヲ略記スヘシ

工場法令取扱手續 (大正五年九月二十九日 栃木縣訓令乙第三百三十九號)

第一條 所轄内ノ工業主ニシテ左記各號ノ一ニ該當スル事實アリタルトキハ其狀況ヲ速ニ警察部長ニ報告スヘシ

- 一 工場法ノ適用ヲ受クヘキ工場ニシテ届出ヲナササルトキ
  - 二 十五歲未満ノ者及女子ヲシテ危険又ハ有害ノ業務ニ就カシメタルトキ
  - 三 十二歲未満ノ者ヲ就業セシメタルトキ
  - 四 就業時間ニ違背シタルトキ
  - 五 休日及休憩時間ニ違背シタルトキ
  - 六 病者又ハ産婦ノ就業制限ニ違背シタルトキ
  - 七 職工業務上ノ負傷、疾病又死亡者アリタルトキ
  - 八 職工又ハ其ノ遺族ノ扶助ニ關シ紛争アリタルトキ
  - 九 職工争奪等ノ事實アリタルトキ
  - 十 細則第五條ノ處分ヲ必要ト認メタルトキ
  - 十一 其他制裁アル各條項ニ違背シタル事實アリタルトキ
- 第二條 工場ニ關シ又ハ工場法令ニ依ル書類ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ニ從ヒ事實ヲ調査シ速ニ進達スヘシ
- 一 工場法第八條第二項乃至第四項ノ場合ハ其必要ト認メラルル事由ノ正否

- 二 職工ノ負傷、疾病死亡ニアリテハ届出事項ニ虚偽ノ記載ナキヤ否
- 三 工場法施行細則第六條ノ場合ハ同則第七條各號牒觸ノ有無
- 四 工場法施行細則第八條ノ場合ハ届出事項ニ虚偽ノ記載ナキヤ否
- 第三條 警察官署ハ工場調査簿ヲ備ヘ工場法ノ適用ヲ受クヘキ工場ヲ登載シ必要ナル事項ヲ記入シ置クヘシ
- 工場調査簿様式ハ別ニ之ヲ定ム

### 奈良縣

#### 工場法施行細則

(大正五年八月二十四日 奈良縣令第二十一號)

第一條 工業主ハ其ノ工場カ工場法ノ適用ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ三日以内ニ届出ツヘシ

- 一 工場所在地
  - 二 工場名
  - 三 工業主
  - 四 業務ノ種類
  - 五 職工總數及其ノ男女別並年齢別(十五歳以上、十五歳未滿十二歳以上、十二歳未滿十歳以上、以下之ニ做フ)
  - 六 原動機ノ種類
  - 七 工場法ノ適用ヲ受クヘキ事由
- 第二條 工業主ハ現ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場カ其ノ適用ヲ受ケサルニ至ルヘキ事由ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ三日以内ニ届出ツヘシ
- 第三條 工場法第二條第二項ニ依リ工業主十歳以上十二歳未滿ノ者ヲ就業セシメントスルトキハ其ノ氏名、男女別、業務ノ種類並生年月日ニ關スル戸籍吏ノ證明書寫ヲ具シ願出ツヘシ
- 前項ニ依リ許可スル業務ノ種類左ノ如シ
- 一 菓子、巻煙草、黄燐ヲ使用セサル燐寸(黄燐ヲ使用スル燐寸ニ付テハ工場法施行後、二年間ヲ限リ之ヲ輕易ナル業務ト看做ス)、刷子又ハ鈕釦ノ製造

工場ニ於ケル函詰、綴附、包装又ハ標紙ノ貼付

二 紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼

三 印刷、製本又ハ製紙工場ニ於ケル紙ノ折疊又ハ帶封掛

四 生絲製造工場ニ於ケル屑物ノ處理

五 織物工場ニ於ケル箆通、綜統通、絲ノ手繰又ハ管卷

第四條 工場法第八條第四項ノ季節ニ依リ繁忙ナル事業ノ種類左ノ如シ

一 生絲製造業

二 製茶業

三 果物ノ罐詰ニ關スル業務

第五條 工場法第八條ノ規定ニ依ル許可若ハ認可ノ申請又ハ届出ニハ左ノ事項ヲ具スヘシ

一 業務ノ種類

二 時間延長又ハ休日廢止ノ事由

三 延長期間及延長時間又ハ休日廢止期間

四 延長時間又ハ休日廢止期間ニ使用スル職工總數及其ノ男女別並年齢別

第六條 工業主職工又ハ其ノ遺族ニ扶助ヲ爲シタルトキハ其ノ氏名、事由、扶助ノ種類、金額並支給

月日ヲ具シ三日以内ニ届出ツヘシ

工場法施行令第五條及第六條ノ扶助ヲ爲ササルニ至タリルトキ亦同シ

工業主職工ニ歸郷旅費ヲ支給シタルトキハ其ノ氏名、歸郷地、金額並支給月日ヲ具シ三日以内ニ届

出ツヘシ

工業主ハ工場毎ニ扶助簿ヲ備付ケ前二項ノ事項ヲ記載スヘシ

第七條 工業主ハ職工共濟組織成立シタルトキハ其ノ規約ノ類ヲ添ヘ十日以内ニ届出ツヘシ

第八條 工場法施行規則第二十一條ノ認可申請書ニハ工業主ト工場管理人タルヘキ者ト連署シタル選

任契約書寫ヲ添付スヘシ

第九條 左ニ掲クル者ハ工場管理人ノ認可ヲ受クルコトヲ得ス

一 工場管理ニ付一切ノ權限ヲ有セスト認ムル者

二 未成年者、復權セサル家資分散者及破産者、禁治産者、準禁治産者並認可ヲ取消サレタル日ヨ

リ二年ヲ經過セサル者

三 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至

リタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者

四 工場法及同法ニ基キテ發スル命令ニ違背シ處罰ヲ受ケタル者但シ改悛ノ情顯著ナル者ハ此限ニ

在ラス

五 性行又ハ經歷上工場管理人タルニ適セスト認ムル者

第十條 工場管理人ノ認可ヲ受ケタル者前條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ認可ヲ取消ス

コトアルヘシ

第十一條 工場法施行令第二十六條ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ具スヘシ

一 教授科目

奈良縣



職工異動及現在報告

大正 年 月 日

警察署

考備	職工現在數	職中月異動數						種別	工場所在地	工場名稱	業務種類
		月末日		入		解					
		男	女	男	女	男	女				
		十五歲以上						十五歲以上			
		十五歲未滿十二歲以上						十五歲未滿十二歲以上			
		十二歲未滿十歲以上						十二歲未滿十歲以上			
		計						計			

三重縣

工場法施行細則 (大正五年八月二十九日 三重縣令第二十號)

第一條 工場法第一條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

- 一 職工ノ氏名、男女別及生年月日
- 二 業務ノ種別
- 三 一日ノ就業時間、休憩時間及毎月ノ休日回數

第二條 工場法第二條第二項ノ輕易ナル業務ノ種別概ネ左ノ如シ

- 一 菓子、卷煙草、黃磷ヲ使用セサル燐寸、刷子又ハ鈕釦ノ製造工場ニ於ケル函詰、綴附、包裝又ハ標紙ノ貼付
- 二 紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼
- 三 印刷、製本又ハ製紙工場ニ於ケル紙ノ折疊又ハ帶封掛
- 四 生絲製造工場ニ於ケル屑物ノ處理
- 五 織物工場ニ於ケル箆通、綜統通、絲ノ手繰又ハ管卷

第三條 工場法第八條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

- 一 避クヘカラサル事由
- 二 延長セムトスル一日ノ就業時間又ハ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシメムトスル、職工ノ員數及就業ノ時刻若ハ廢止セムトスル休日ノ回數



三 期間

第四條 工場法第八條第三項ノ規定ニ依ル届出ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一 臨時必要ノ事由

二 延長セムトスル一日ノ就業時間

三 期間

第五條 工場法第八條第四項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一 事業ノ種別

二 延長セムトスル一日ノ就業時間

三 期間

第六條 工場法第八條第四項ノ季節ニ依リ繁忙ナル事業ノ種別概ネ左ノ如シ

一 生絲製造業

二 製茶業

三 果物ノ罐詰ニ關スル業務

第七條 工場管理人選任ノ認可申請書ニハ履歷書ノ外向工業主ト工場管理人タルヘキ者ト連署シタル

選任契約書寫ヲ添付スヘシ

第八條 工場管理人タルヘキ者左記各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ選任ヲ認可セサルコトアルヘシ

一 工場ノ管理ニ付實權ヲ附與セラレサルモノト認ムル者

二 未成年者、家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタル時ヨリ復權ノ決定確定スルニ至ルマ

テノ者、禁治産者、準禁治産者並選任ノ認可ヲ取消サレタル時ヨリ二年ヲ經過セサル者

三 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレ若ハ工場法令ノ規定ニ依リ罰金ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ

執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル時ヨリ二年ヲ經過セサル者

四 性行又ハ經歷ニ於テ工場管理人タルニ適セスト認ムル者

選任ノ認可後前項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第九條 工業主職工又ハ其ノ遺族ノ扶助ヲ爲シタルトキハ毎月取纏メ左ノ事項ヲ具シ翌月二十日迄ニ

之ヲ知事ニ届出ツヘシ

一 職工又ハ遺族(職工トノ戸籍上ノ續柄ヲ明記スヘシ)ノ氏名及年齢

二 職工ノ業務ノ種別

三 扶助ノ事由

四 扶助ノ種別及金額

第十條 工場法令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ工場所在地ヲ管轄スル警察官署ヲ經由スヘシ

第十一條 第九條ノ届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金又ハ科料

ニ處ス

附 則

第十二條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ本則施行ノ日ヨリ四月内ハ第九條ノ規

定ニ依ラサルコトヲ得

三重縣

愛 知 縣

工場法施行細則

(大正五年十月十四日  
愛知縣令第八十四號)

第一條 本則ニ於テ法ト稱スルハ工場法ヲ、施行令ト稱スルハ工場法施行令ヲ、施行規則ト稱スルハ工場法施行規則ヲ指ス

本則ニ於テ中夜ト稱スルハ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ヲ、成年工ト稱スルハ十五歳以上ノ男工ヲ、保護職工ト稱スルハ十二歳以上ノ女工及十二歳以上十五歳未満ノ男工ヲ、幼年工ト稱スルハ十歳以上十二歳未満ノ男女工ヲ謂フ

第二條 工場カ法ノ適用ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルトキハ工業主ハ工場ノ平面圖ヲ添ヘ様式第一號ノ定ムル所ニ依リ直ニ届出ツヘシ様式所定ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキ亦同シ

工業主ハ其ノ工場カ法ノ適用ヲ受ケサルニ至ルヘキ事由ヲ生シタルトキハ前項ニ準シ届出ツヘシ

第三條 知事ハ必要アリト認ムルトキハ工場カ法ノ適用ヲ受クルヤ否ヤヲ告知スルコトアルヘシ

第四條 法第二條第二項ニ依リ更ニ幼年工ヲシテ就業セシメムトスルトキハ工業主ハ其ノ生年月日ニ關スル戸籍證明書寫ヲ添ヘ様式第二號ノ定ムル所ニ依リ願出ツヘシ

第五條 工業主ハ就業時間、休憩時間及休日ヲ定メ様式第三號ノ定ムル所ニ依リ直ニ之ヲ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第六條 法第八條第二項ニ依リ就業時間ヲ延長シ若ハ中夜就業ヲ爲サシメムトスルトキハ工業主ハ左ノ事項ヲ具シ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 臨時就業ヲ必要トスル避クヘカラサル事由
  - 二 中夜ニ跨リ又ハ跨ラスシテ延長セムトスル就業時間及業務ノ種別
  - 三 期間
  - 四 休日廢止ノ有無及休憩時間配置方法ノ異動
- 第七條 法第八條第三項ニ依リ就業時間ヲ延長セムトスルトキハ工業主ハ左ノ事項ヲ具シ其ノ都度豫メ届出ツヘシ
- 一 臨時就業ヲ必要トスル事由
  - 二 臨時延長スヘキ就業時間及業務ノ種別
  - 三 期間
- 第八條 前二條ノ場合ニ於ケル事由ノ消滅シタルトキハ工業主ハ直ニ之ヲ届出ツヘシ
- 第九條 法第八條第四項ニ依リ就業時間ノ延長ヲ爲サムトスルトキハ工業主ハ左ノ事項ヲ具シ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 一 事業ノ種類並作業ノ種別
  - 二 期間、日數及就業時間、其ノ始業終業ノ時刻並休憩時間ノ異動
- 第十條 施行規則第八條ノ規定ニ依リ就業セシムルコトヲ得サル疾病ニ罹レル者ヲ發見シタルトキハ工業主ハ様式第四號ノ定ムル所ニ依リ直ニ之ヲ届出ツヘシ
- 第十一條 前條ノ疾病ニ罹リタル者治療シタルニ依リ就業セシムルトキハ工業主ハ其ノ氏名、就業ノ日及業務ノ種類ヲ具シ直ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

- 施行規則第八條第一項第四號又ハ第五號ノ疾病ニ罹レル者ニ對シ傳染豫防ノ處置ヲ爲シ之ヲ就業セシムルトキハ處置ノ概況ヲ具シ前項ニ準シ届出ツヘシ
- 施行規則第八條第三項但書ノ場合ニ於テハ醫師ノ意見書ヲ添ヘ第一項ニ準シ届出ツヘシ
- 第十二條 工業主ハ職工ノ負傷疾病又ハ死亡ニ付診斷又ハ檢案ヲ爲サシムル爲メ醫師ヲ定メ其ノ履歴書ヲ添ヘ之ヲ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 第十三條 工業主ハ職工雇入ノ際及春秋二季ニ於テ其ノ健康診斷ヲ行フヘシ
- 工業主ハ様式第五號ノ定ムル所ニ依リ健康診斷簿ヲ調製シ工場毎ニ之ヲ備付クヘシ
- 第十四條 工業主ハ職工カ出産シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ直ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ
- 一 出産前ニ於ケル備使方法
  - 二 出産ノ日時
  - 三 産後ニ於ケル待遇方法並乳兒保育ノ方法
- 第十五條 施行規則第九條但書ノ場合ニ於テハ工業主ハ醫師ノ意見書ヲ添ヘ第十一條ニ準シ届出ツヘシ
- 第十六條 工業主ハ十尺ノ距離ニ於テ手指ヲ算シ得サル者ヲシテ施行規則第五條ニ掲クル業務ニ就カシムルコトヲ得ス
- 第十七條 施行規則第十四條ニ依ル診斷又ハ檢案ヲ爲サシメタル場合ニ於テハ工業主ハ様式第六號ノ定ムル所ニ依リ檢診簿ヲ調製シ工場毎ニ之ヲ備付クヘシ
- 第十八條 業務上ノ負傷、疾病又ハ死亡ニ因リ職工又ハ其ノ遺族ヲ扶助シタルトキハ工業主ハ様式第

七號ノ定ムル所ニ依リ毎月取纏メ翌月二十日迄ニ之ヲ届出ツヘシ

業務ニ基カサル負傷、疾病又ハ死亡ニ因リ扶助ヲ爲シタルトキハ前項ニ準シ届出ツヘシ

第十九條 他人ノ工場ニ雇傭中ノ職工ハ之ヲ雇入ルルコトヲ得ス

第二十條 工業主ハ十四歳以下ノ兒童ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了セキル者ヲ雇傭スルトキハ之ヲ

小學校ニ通學セシムルカ又ハ其ノ教育ニ付適當ノ施設ヲ爲シ之ニ代フヘシ

第二十一條 特別ノ施設ヲ爲ス場合ニハ工業主ハ教育場ノ平面圖、學則、定員、學級數及擔任教員ノ

履歷書ヲ添ヘ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ノ施設ニヨリ就學セシメムトスルトキハ工業主ハ様式第八號甲ノ定ムル所ニ依リ認可ヲ受クヘ

シ様式所定ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第二十二條 小學校ニ通學セシムル場合ニハ様式第八號乙ノ定ムル所ニ依リ認可ヲ受クヘシ様式所定

ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第二十三條 職工ノ解約申入ハ故ナク之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十四條 工場管理人選任ノ認可申請書ニハ其ノ履歷書並選任契約書寫ヲ添付シ工業主及工場管理

人タラントスル者之ニ連署スヘシ

選任契約書ニハ法第十八條及第十九條ノ規定ニ依リ工業主ハ工場管理人ニ對シ工場ニ付一切ノ權限

ヲ與ヘ工場管理人ハ工業主ニ代リ法及法ニ基キテ發スル命令ノ規定スル責任ヲ負フヘキコトヲ承諾

スル旨ノ記載アルヲ要ス

前二項ノ規定ハ法第十八條第三項但書及施行規則第二十二條第一號ノ規定ニ依ル工場管理人選任ノ

届出ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十五條 工場管理人タラントスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ認可ヲ與ヘサルコトアルヘ

シ

一 工場ニ付一切ノ權限ヲ附與セラレサル者

二 未成年者、禁治産者、準禁治産者及家資分散者、破産ノ宣告ヲ受ケタル者

三 禁錮又ハ懲役ニ處セラレ其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ二年ヲ經過セサル者

四 工場管理人ノ認可ヲ取消サレ二年ヲ經過セサル者

五 法及法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シ罰金ニ處セラレタル者

六 其ノ他性行又ハ經歷ノ不適當ナル者

第二十六條 工場管理人前條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ虚偽ノ事實ニ基キ認可ヲ受ケタ

ルモノナルトキハ之ヲ取消スコトアルヘシ

第二十七條 工業主工場管理ニ關スル規程ヲ定メタルトキハ之ヲ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同

シ

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ之カ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 法、施行令、施行規則又ハ本則ノ適用ヲ免カレンカ爲不正ノ所爲ヲ爲シタル者

二 第十九條、第二十三條ニ違反シ又ハ之ヲ幫助シタル者

三 第十三條第一項、第十六條ニ違反シタル者

四 第二十七條第二項ノ命令ニ違反シタル者  
第二十九條 工業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 本則ノ届出ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ  
二 本則ノ規定ニ依ル簿冊ノ調製、備付若ハ記載ヲ怠リ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ  
第三十條 本則ニ規定スル所爲カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ觸ルル爲其ノ所爲ヲ爲シタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニ對シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ對シ本則ヲ適用スルコトヲ妨ケス  
第三十一條 法、施行令、施行規則又ハ本則ノ規定ニ依ル書類ハ工場所在地ヲ管轄スル警察官署ヲ經由スヘシ但シ學齡兒童ノ就學ニ關スルモノハ工場所在地ヲ管轄スル町村役場、郡市役所ヲ經由スヘシ

附 則

第三十二條 法施行ノ際法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ大正五年十二月三十一日迄第二十條乃至第二十二條及第二十七條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得  
第三十三條 法施行前ニ爲シタル契約ニシテ施行令第二十四條ニ該當スルモノアルトキハ工業主ハ其ノ契約書寫ヲ添ヘ直ニ之ヲ届出ツヘシ  
第三十四條 賃金ノ支拂期ニ關シ施行令第三十八條第二項ノ規定ニ依リ契約ヲ爲サントスルトキハ工業主ハ大正五年十一月三十日迄ニ慣習タル事實、契約ニテ定メトスル支拂期、期間及其ノ事由ヲ具シ許可ヲ受クヘシ  
第三十五條 工場ニ關スル縣令ノ規定ニシテ施行令、施行規則又ハ本則ニ規定スル事項ニ該當スル條項ハ法ノ適用ヲ受クル工場ニハ之ヲ適用セス

様式第一號(用紙美濃紙)

工場概要届

工場所在地	愛知縣	市郡	町村大字	字	番地
工場名					
種類	實馬力	一分時間ノ回轉數	個數	燃料ノ種類及其ノ一時間ノ消費高	
原動機	施行規則第一條ニ規定セル種類ノ外ニ日本形水車ノ汽機等ヲ記入スヘシ				
事業ノ種類					
職工數	常時	年 齡	十 二 歲 未 滿	十 五 歲 未 滿	十 五 歲 以 上
	現在	男			
		女			
					計

右工場法施行細則第二條第一項(第二項)ニ依リ及御届候也  
大正 年 月 日

工場管理主(何 某 印)

備考 一、事業ノ種類欄ニハ成ルヘク詳シク業態ノ種目ヲ記載シ、施行令第三條列記ノ事業ヲ兼テ營ム場合ニハ其ノ旨ヲ明記スヘシ  
二、二人以上ノ工業主カ同一建物ノ工場内ニ於テ經營スル場合ニハ其ノ氏名ヲ届出年月日ノ下ニ各自列記スヘシ  
三、變更届出ニ在リテハ變更シタル事項ノミヲ朱書シテ差出スヘシ、但シ職工數ニ異動ヲ生シタル場合ニ於テハ毎月末日現在數ヲ翌月五日迄ニ届出ツルヲ以テ足ル  
四、施行細則第二條第二項ニ依ル職工數ノ異動ニ就テハ其ノ都度其ノ現在數ヲ記入シテ届出ツヘシ

愛知縣



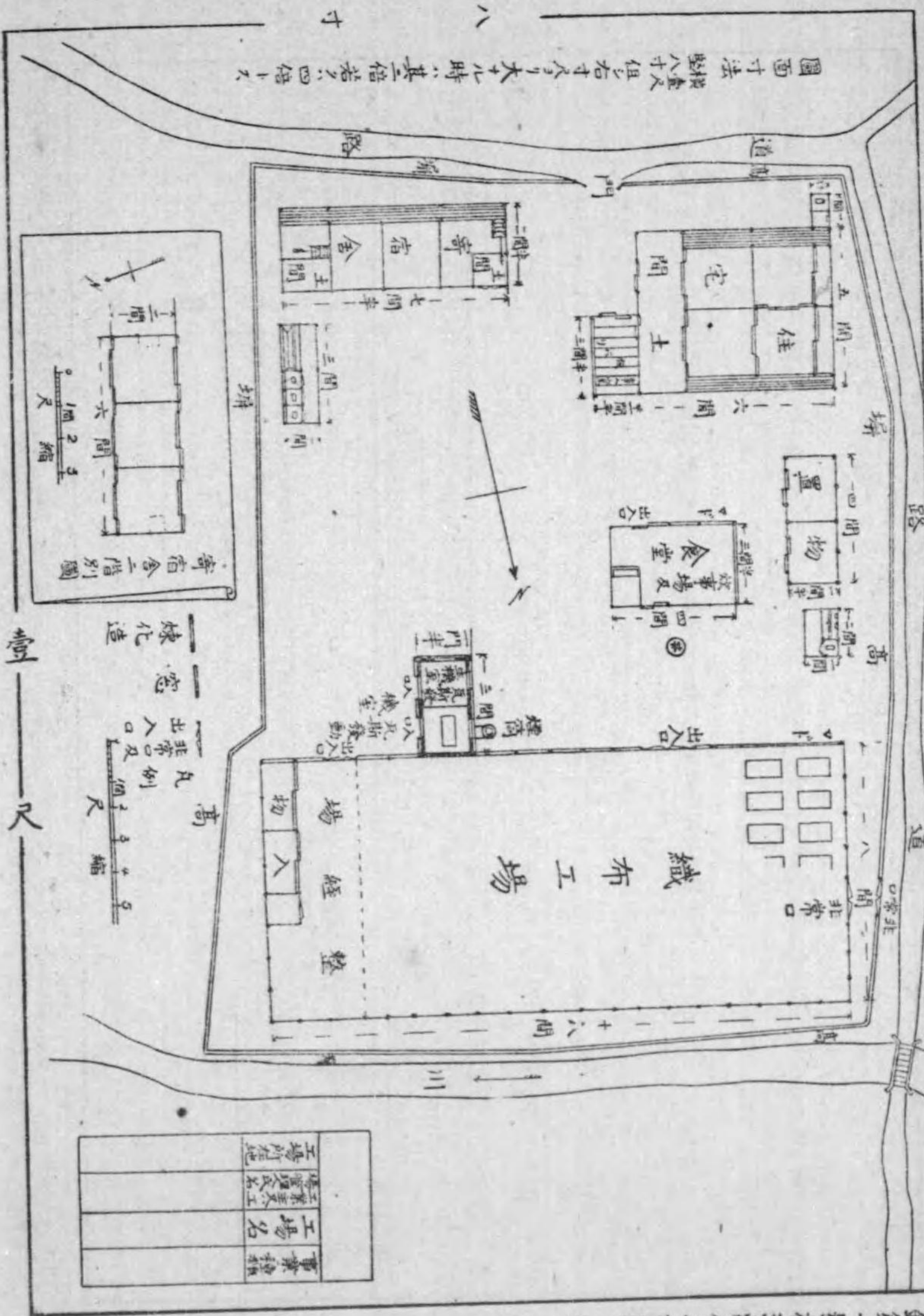








靜岡縣



附錄第一號樣式添付平面圖々式

工場法施行細則

(大正五年八月二十九日)  
靜岡縣令第三十五號

第一條 工業主ハ其ノ工場カ工場法ノ適用ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルトキ又ハ現ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場カ其ノ適用ヲ受ケサル事由ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滯ナク知事ニ届出ツヘシ

第二條 工場法第二條第二項ノ許可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

- 一 就業者ノ本籍、住所、氏名及生年月日
- 二 就業セシムヘキ業務ノ種類
- 三 就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間
- 四 休日及休憩ニ關スル事項
- 五 就學義務トノ關係

第三條 工場法第二條第二項ニ規定セル輕易ナル業務ト稱スルハ左ノ各號ニ該當スルモノヲ謂フ

- 一 菓子、卷煙草、黃燐ヲ使用セサル燐寸、刷子又ハ鈕釦ノ製造工場ニ於ケル函詰、綴附、包裝又ハ標紙ノ貼付
- 二 紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼
- 三 印刷、製本又ハ製紙工場ニ於ケル紙ノ折疊又ハ帶封掛
- 四 生絲製造工場ニ於ケル屑物ノ處理
- 五 織物工場ニ於ケル箆通、綜統通、絲ノ手繰又ハ管卷

六 其ノ他之ニ準スヘキ業務

第四條 工場法第二條第二項ニ依リ十歳以上ノ者ヲ就業セシメムトスルトキハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス但シ必要アリト認ムルトキハ知事ニ於テ其ノ他ノ條件ヲ附加スルコトアルヘシ

一 一日ノ就業時間ハ六時間ヲ超エサルコト

二 一日ノ就業時間カ三時間ヲ超ユルトキハ就業時間中ニ三十分以上ノ休憩時間ヲ設クルコト

三 毎月四回以上ノ休日ヲ設クルコト

第五條 十五歳未満ノ者及女子ヲ使用スル工場ニ在リテハ工業主ハ其ノ就業時間、就業時ノ轉換、休憩及休日ニ關スル事項ヲ遲滞ナク所轄警察官署長ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第六條 工場法第八條ノ許可若ハ認可ノ申請又ハ届出ニハ其ノ時間、期間及事由ヲ詳細ニ具備スヘシ

第七條 工場法第八條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ其ノ期間二日以内ナル場合ニ於テハ所轄警察官署長ニ之ヲ爲スヘシ

第八條 工場法第四項ニ規定セル季節ニ依リ繁忙ナル事業ト稱スルハ左ノ各號ニ該當スルモノヲ謂フ

一 生絲製造業

二 製茶業

三 果物ノ罐詰ニ關スル業務

四 天候等ノ關係又ハ原料處理ノ關係ヨリ或季節ノ間特ニ繁忙ナル業務

第九條 工業主ハ工場法施行規則第八條第三項但書及第九條但書ノ場合ニハ就業ニ關スル醫師ノ意見ヲ記載シタル書類ヲ徴シ職工ノ健康回復シタル日ヨリ又ハ産後三年ヲ經過スル迄之ヲ保存スヘシ

第十條 工場法第十五條ノ規定ニ依リ業務上ノ疾病ト稱スルハ左ノ各號ニ該當スルモノヲ謂フ

一 砒素、砒素化合物、水銀、水銀化合物、燐、燐含有物、鉛、鉛化合物、チアン水素酸、チアン化合物其ノ他毒性又ハ劇性料品ヲ取扱フ業務ニ於ケル其ノ中毒諸症及業務ノ過程ニ於テ發生シタル毒性又ハ劇性物質ニ因ル中毒諸症

二 業務上使用スル鑛酸、苛性アルカリ、「クロール」、「フルオール」、フルオール化合物、クロール化合物、「テール」其ノ他腐蝕性又ハ刺激性料品ニ因ル腐蝕又ハ潰瘍

三 生絲工ノ手指蜂窩織炎、研磨工ノ水疹及業務上使用スル「テール」、「セメント」、チアン化合物等ニ因ル皮膚濕疹

四 業務ニ因ル筋ノ強直、痙攣、断裂、腱鞘炎、關節炎、脱腸

五 高熱物體ノ取扱、刺戟性瓦斯又ハ異物ニ因ル結膜炎其ノ他ノ眼病

六 襪襪、獸毛、革皮其ノ他古物ヲ取扱フ業務ニ因ル丹毒、炭疽、「ベスト」、痘瘡

七 前各號列記以外ノ疾病ニシテ業務上ノ疾病ト認メラルモノ

第十一條 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於テ扶助ヲ爲シタルトキハ工業主ハ様式第一號ノ定ムル所ニ依リ毎月取纏メ翌月二十日迄ニ知事ニ届出ツヘシ

第十二條 工場法施行令第二十四條各號ニ付許可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一 同條第一號前段ノ場合

- イ 賃 金 額
- ロ 貯蓄ノ率又ハ額
- ハ 貯蓄ノ方法
- 二 同條第一號後段ノ場合
  - イ 賃 金 額
  - ロ 賃金ノ一部ニ代フヘキ給付ノ種類、數量及價格
  - ハ 他ノ給付カ職工ニ利益トナルヘキ事由
- 三 同條第二號ノ場合
  - イ 解雇ノ事由
  - ロ 貯蓄金額
  - ハ 貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル金額
  - ニ 工業主ヨリ給與スル貯蓄金ニ關スル條件
- 第十三條 工業主工場法施行令第二十五條ノ認可ヲ申請スルニハ其ノ利率、拂戻其ノ他管理ニ關スル方法ヲ詳細ニ具備スヘシ
- 第十四條 工業主工場法施行令第二十六條ノ認可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ
  - 一 學齡兒童ノ本籍、住所、氏名及生年月日
  - 二 學齡兒童保護者ノ本籍、住所、職業、氏名及學齡兒童トノ續柄
  - 三 就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間

- 四 休日及休憩ニ關スル事項
- 五 賃 金 額
- 六 尋常小學校ニ通學セシムルモノニ在リテハ其ノ時間及經費負擔ノ方法
- 七 小學校令第三十六條但書ノ規定ニ依リ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルモノニ在リテハ其ノ方法、設備、時間、經費負擔ノ方法及市町村長ノ認可書ノ寫
  - 前項ハ工場法施行令第三十條第二項ノ認可ヲ申請スル場合ニ之ヲ準用ス
- 第十五條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ニシテ就學義務免除又ハ就學猶豫中ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ工業主ハ前條第一項第一號乃至第五號及免除又ハ猶豫ニ關スル市町村長ノ指令書寫若ハ市町村長ノ證明書ヲ添付シ知事ニ届出ツヘシ
  - 前項及之ニ關スル罰則ハ徒弟ノ收容ニ之ヲ準用ス
- 第十六條 工場法第十八條第三項ノ認可ヲ申請スルニハ工場管理人ニ選任セラレタル者ノ連署ヲ要ス
- 第十七條 工場法第十八條第三項ニ依リ認可ヲ要スル工場管理人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ認可ヲ與ヘサルコトアルヘシ
  - 一 工場ノ管理ニ付實權ヲ附與セサルモノト認ムルトキ
  - 二 未成年者、禁治產者、準禁治產者、復權セサル家資分散者及破產者竝工場管理人ノ認可ヲ取消サレタル日ヨリ二箇年ヲ經過セサルモノ
  - 三 禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リ

タル後三箇年ヲ經過セサルモノ

四 性行又ハ經歷上工場管理人タルニ適セスト認ムルモノ

第十八條 工場法第十八條第三項ニ依リ認可シタル工場管理人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

一 工場ノ管理ニ付實權ヲ附與セサルニ至リタリト認ムルトキ

二 禁治産、準禁治産、家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

三 禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケルトキ

四 工場法規ニ違反シタルトキ

五 性行不良ニシテ工場管理人タルニ適セサルニ至リタリト認ムルトキ

第十九條 工場法施行規則第二十二條第一號ノ届出ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一 工場管理人ノ本籍、住所、職業、氏名及生年月日

二 法人トノ身分關係

工場法施行規則第二十二條第二號ノ届出ニハ死亡又ハ解任ノ年月日ヲ記載スヘシ

第二十條 工場法施行規則第二十二條第三號ノ場合ニ於テハ左ノ事項ヲ具備シ所轄警察官署長ニ届出

ツヘシ

一 書類ノ内容ノ概略

二 滅失又ハ毀損ノ事由

三 滅失又ハ毀損ノ日時

第二十一條 工場法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ依リ知事ニ提出スル願届書類ハ工場所在地所轄警察官署ヲ經由スヘシ

前項ノ書類ニハ別ニ法令ヲ以テ定ムルモノノ外工場所在地、工場名、願届者ノ住所及氏名ヲ記載シ捺印スヘシ警察官署長ニ提出スルモノ亦同シ

第二十二條 第一條及第十一條ノ届出ヲ怠リ若ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者又ハ第九條ノ規定ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十三條 第五條又ハ第十五條ノ届出ヲ怠リ若ハ其ノ届出ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十四條 本則ニ規定スル所爲カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ觸ルル爲其ノ所爲ヲ爲シタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニ對シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ對シ本則ヲ適用スルコトヲ妨ケス

附 則

第二十五條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 黄燐ヲ使用スル燐寸ノ製造工場ニ於ケル函詰、綴附、包装又ハ標紙ノ貼付ハ本則施行後

二年間ヲ限リ工場法第二條第二項ニ規定セル輕易ナル業務ト看做ス

第二十七條 工業主工場法施行令第三十八條第二項ノ許可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一 工場法施行令第二十二條ノ規定ニ異ル慣習ノ沿革、内容及賃金ノ支拂期

二 慣習ヲ改ムルヲ不便トスル事由



工場所在地  
工場名

工業主 氏

名印

縣 知 事 宛

工場法施行心得

(大正五年十一月十六日  
静岡縣訓令乙第三百五十六號)

第一條 工場法第二條第二項ノ規定ニ依リ十歳以上ノ者ノ就業ノ許可申請ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ニ付調査シ意見ヲ具シテ進達スヘシ

一 工場法施行細則第二條各號ノ事項ヲ具備セリヤ否ヤ

二 就業セシムヘキ業務ノ種類ハ工場法施行細則第三條各號又ハ第二十六條ニ該當スルモノナリヤ否ヤ但シ第三條第六號ニ該當スルトキハ其ノ輕易ナル業務ト認ムル事由

三 工場法施行細則第四條各號ノ條件ヲ具備セリヤ否ヤ但シ同條件ヲ附加スルノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由

四 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ニ在リテハ其ノ就學ニ關シ別ニ工場法施行令第二十六條ノ認可ヲ受ケ又ハ同法施行細則第十五條ノ届出ヲ爲セリヤ否ヤ

第二條 工場法第八條第一項ノ規定ニ依リ同法第三條乃至第五條及第七條ノ規定ノ適用ヲ停止スルノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由並ニ事業ノ種類及地域ヲ具申スヘシ

第三條 工場法第八條第二項ノ規定ニ依リ知事ニ提出スル許可ノ申請ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ニ付調査シ意見ヲ具シテ進達スヘシ

一 工場法施行細則第六條ノ事項ヲ具備セリヤ否ヤ

二 避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ト認メ得ヘキヤ否ヤ

三 延長期間、就業時間及休日ノ廢止ハ必要ノ限度ヲ超ユルコトナキヤ否ヤ

四 休日ヲ廢止スル場合ニ於テハ其ノ休日ヲ他日ニ繰替ヘシムルコトヲ得サルヤ否ヤ

五 當該工場ニ於ケル就業時間、就業時ノ轉換、休憩時間及休日並ニ其ノ實行ニ付平素不都合ノ行爲ナカリシヤ否ヤ

第四條 工場法施行細則第七條ノ規定ニ依リ警察官署長ニ爲シタル許可ノ申請ニ在リテハ前條各號並ニ許可ノ申請期間ヲ故意ニ二日以内ニ短縮シテ數回ニ連續申請スルカ如キ弊ナキヤ否ヤニ付調査シ其ノ已ムヲ得スト認ムルモノニ限り遲滞ナク之カ許可ヲ與フヘシ但シ必要ト認ムルトキハ之カ許可ニ相當ノ條件ヲ附スルコトヲ妨ケス

第五條 工場法第八條第三項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ左記事項調査進達スヘシ

一 工場法施行細則第六條ノ事項ヲ具備セリヤ否ヤ

二 臨時必要アル場合ト認メ得ヘキヤ否ヤ

三 就業時間延長ノ期間一月ニ付通計七日ヲ超ユルコトナキヤ否ヤ

四 工場法第八條第四項ニ依リ認可ヲ受ケタル期間内ナラサルヤ否ヤ

第六條 工場法第八條第四項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ニ付調査シ意見ヲ具シテ進達スヘシ

一 工場法施行細則第六條ノ事項ヲ具備セリヤ否ヤ

静岡縣

- 二 當該工場ノ事業ハ工場法施行細則第八條各號ニ該當スルモノナリヤ否ヤ但シ第四號ニ該當スルトキハ或季節ノ間特ニ繁忙ナル業務ト認ムル事由
- 三 申請期間ハ季節ニ依リ繁忙ナル期間ヲ超ユルコトナク且一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超ニルコトナキヤ否ヤ
- 四 當該工場ニ於ケル就業時間、就業時ノ轉換、休憩時間及休日並ニ其ノ實行ニ付平素不都合ノ行爲ナカリシヤ否ヤ
- 第七條 工場法施行令第十六條第三號但書ノ規定ニ依リ扶助料算出ノ標準トスヘキ賃金額ヲ定ムルノ必要アリト認ムルトキハ左ノ事項ヲ具申スヘシ
  - 一 當該職工ノ本籍、住所、氏名、生年月日及雇入年月日
  - 二 當該職工ノ従事セル業務
  - 三 扶助事實發生前一箇年間若ハ一箇年ニ滿タサル場合ニ於テハ雇入後ニ於ケル職工ノ勞務ニ對スル報酬給與ノ方法及條件
  - 四 扶助ノ原因タル事實
  - 五 其ノ地方ニ於ケル當該業務ノ賃金額（男女別及最高、最低、普通額）
  - 六 賃金額算出ニ關スル慣習並ニ意見
- 第八條 工場法施行令第十八條又ハ第二十七條第二項ノ規定ニ依リ扶助又ハ旅費ニ關スル事項ニ付職權ヲ以テ又ハ申請ニ因リ審査及調停ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキハ左ノ事項ヲ具申スヘシ
  - 一 扶助又ハ旅費支給ノ原因

- 二 工業主ト職工又ハ其ノ遺族トノ間ニ爭論アルモノニ付テハ其ノ爭論ノ内容
- 三 醫師ヲシテ診断又ハ檢案セシムル必要アリト認メタルトキハ其ノ旨
- 四 審査及調停ニ關スル意見
- 第九條 工場法施行令第二十九條ノ規定ニ依リ徒弟收容規程ノ認可申請ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ニ付詳細ニ調査ヲ遂ケ意見ヲ具シテ進達スヘシ
  - 一 指導者ノ資格ハ徒弟ヲ監着教習スルニ足ル知識技能及品性ヲ備フルヤ否ヤ
  - 二 常時使用スル職工數ヲ少クシテ工場法ノ適用ヲ免レムカ爲又ハ職工ニ關スル工場法規ノ適用ヲ免レムカ爲職工ヲ故意ニ徒弟ト稱シテ收容ノ認可ヲ受ケムトスルモノニアラサルヤ否ヤ
  - 三 技能ニ熟練セサル職工ヲ雇入レムトスルニ過キスシテ工場法施行令第二十八條ニ依リ收容スル徒弟ト認ムヘカラサルモノニアラサルヤ否ヤ
  - 四 徒弟契約其ノ他收容ノ方法ニ於テ徒弟ノ人身ノ自由ヲ拘束スルノ虞ナキヤ否ヤ
  - 五 職工及徒弟ノ取扱ニ付從來不都合ノ行爲ナカリシヤ否ヤ
- 第十條 工場法施行令第三十一條ノ規定ニ依リ矯正ヲ命ジ又ハ認可ヲ取消スノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ詳細ニ具申スヘシ
- 第十一條 工場法第十八條第三項ノ規定ニ依リ工場管理人ノ選任認可申請ヲ受理シタルトキハ工場管理人ニ選任セラレタル者ノ履歷書及連署ノ有無並ニ工場法施行細則第十七條各號ニ該當スルモノナラサルヤ否ヤニ付調査シ許否ニ關スル意見ヲ具シテ進達スヘシ
- 第十二條 工場管理人工場法施行細則第十八條各號ノ一ニ該當シ其ノ認可ヲ取消スノ必要アリト認ム





考 備	季節工 場操業 時期	休 憩 時 間		機 動 原 機	種 類	臺 數	買 馬 力	種 類	臺 數	買 馬 力
		至 自	至 自							
	至 自	月 月	日 日							
	至 自	月 月	日 日							
	至 自	月 月	日 日							
	至 自	月 月	日 日							
	至 自	月 月	日 日							
	至 自	月 月	日 日							
	至 自	月 月	日 日							
	至 自	月 月	日 日							
	至 自	月 月	日 日							

工場臺帳記載例

- 一 本臺帳ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ限リ記載スヘシ但シ其ノ他ノ工場ニシテ取締上必要アルモノハ別ニ口座ヲ設ケテ便宜記載スヘシ
- 二 工場多數ナルトキハ工場法ヲ適用スヘキ事由別又ハ業務種類別等便宜ニ從ヒ口座ヲ設ケテ區分スヘシ
- 三 業務種類欄ニハ當該工場ニ於ケル主タル業務名ヲ記載シ副タル業務アルモノハ括弧内ニ記載スヘシ
- 四 工業主住所氏名欄ニハ工業主法人ナル場合ニハ其ノ主タル事務所ノ所在地及法人名ヲ記載スヘシ
- 五 工業主住所氏名欄ノ次ノ住所氏名欄ニハ工場管理人ノ住所及氏名ヲ記載シ上欄ノ「住所氏名」

ノ前ニハ「管理人」ノ三字ヲ記載スヘシ

同欄ノ年月日ハ工場管理人ノ認可年月日又ハ届出年月日ヲ記載スヘシ

工業主若工場法第十九條第二項ニ規定セル未成年者、禁治産者又ハ法人ナル場合ニ於テハ同條ノ規定ニ依リ工業主ニ代ル者ノ身分關係、住所及氏名ヲ記載シ尙上欄ノ「住所氏名」ノ前ニハ「代理者」ノ三字ヲ記載スヘシ

六 職工數欄ニハ職工數ノ増減著シキトキ之ヲ調査シ記載スヘシ

七 保護職工欄ニハ工場法施行細則第五條ノ規定ニ依ル届出ニ依リテ之ヲ記載スヘシ但シ十二歳未満ノ者及工場法施行令第二十六條及同法施行細則第十四條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケテ雇傭セル學齡兒童ニ付テハ様式第二號ノ特別保護職工簿ニ記入シ本欄ニハ記入スヘカラス

八 季節工場操業時期欄ニハ製茶業ノ如ク一箇年ヲ通シテ操業セサル工場ノ操業時期ヲ記載スヘシ

九 原動機欄ニハ工場法施行規則第一條ニ規定セル蒸汽機關、蒸汽タービン、瓦斯機關、石油機關、タービン水車、ペルトン水車及電動機並ニ日本形水車ニ付之ヲ記載スヘシ

一〇 備考欄ニハ特別保護職工ノ有無、徒弟ノ有無、就業時ノ轉換方法其ノ他取締上參考トナルヘキ事項ヲ記載スヘシ



## 山梨縣

### 工場法施行細則

(大正五年九月十四日  
山梨縣令第二十二號)

第一條 本則ニ於テ法ト稱スルハ工場法、令ト稱スルハ工場法施行令、規則ト稱スルハ工場法施行規則ヲ謂ヒ工場法規ト稱スルハ工場法、工場法施行令、工場法施行規則及本則ヲ謂フ

第二條 法第二條第二項ニ依リ許可スヘキ業務ノ種類左ノ如シ

- 一 菓子、卷煙草、黃燐ヲ使用セサル燐寸、刷子又ハ鈕釦ノ製造工場ニ於ケル函詰、綴附、包裝又ハ標紙ノ貼付
  - 二 紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼
  - 三 印刷、製本又ハ製紙工場ニ於ケル紙ノ折疊又ハ帶封掛
  - 四 生絲製造工場ニ於ケル屑物ノ處理
  - 五 織物工場ニ於ケル箆通、綜統通、絲ノ手繰又ハ管卷
- 第三條 工業主前條ノ就業ヲ爲サシムルトキハ知事ノ指定シタル事項ノ外左ノ各號ヲ遵守スヘシ
- 一 一日ノ就業時間ハ六時間ヲ超エサルコト
  - 二 一日ノ就業時間カ三時間ヲ超ユルトキハ就業時間中ニ三十分間以上ノ休憩時間ヲ設クルコト
  - 三 毎月四回以上ノ休日ヲ設クルコト
- 第四條 工業主前二條ノ規定ニ依リ就業ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ニ申請スヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一 本籍氏名生年月日及之ニ關スル戶籍證明書並男女別
  - 二 業務ノ種類
  - 三 就業時間、休憩時間及休日ニ關スル事項
  - 四 寄宿又ハ通勤ノ別
- 第五條 工業主令第二十六條ニ依リ尋常小學校ノ教科ヲ終了セサル學齡兒童ヲ雇傭セムトスル場合及令第三十條第二項ニ依リ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ徒弟ニ收容セムトスル場合ニ於テハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ豫メ知事ノ認可ヲ受クヘシ其ノ各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 一 毎日ノ就業時間（何時ヨリ何時マテ）
  - 二 就業セシムヘキ場所ノ名稱及工場トノ距離（小學校又ハ小學校以外）
  - 三 小學校以外ニ於テ就學セシムル場合ハ其ノ設備、學齡兒童數、教授者ノ氏名及履歷、每週教授時數並毎日教授終始ノ時刻
  - 四 其ノ他就學ニ關スル事項ノ詳細
- 第六條 工業主ハ始業時間、終業時間、休憩時間及休日ヲ定メ豫メ之ヲ知事ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 第七條 工業主規則第四條第一號ノ業務ヲ開始シタルトキハ五日內ニ其ノ旨ヲ知事ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ廢止シタルトキ亦同シ
- 第八條 工業主法第八條第二項又ハ第三項ニ依リ知事ニ差出スヘキ願届書ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

- 一 事業ノ種類
  - 二 臨時就業ヲ必要トスル事由
  - 三 期間
  - 四 就業ノ方法
  - 五 就業時間、休憩時間及休日ニ關スル事項
- 第九條 法第八條第四項ニ依リ認可スヘキ事業ノ種類左ノ如シ
- 一 生絲製造業
  - 二 製茶業
  - 三 果物ノ罐詰ニ關スル業務
- 第十條 工業主前條ノ規定ニ依リ就業時間延長ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ニ申請スヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 一 事業ノ種類
  - 二 季節ニ依リ繁忙ナル事由
  - 三 期間
  - 四 就業時間
- 第十一條 工業主左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ所定ノ事項ヲ具シ十日內ニ知事ニ届出ツヘシ
- 一 工場醫ヲ定メタルトキハ其ノ住所氏名及手當又ハ報酬額
  - 二 規則第八條第一項第一號乃至第三號ニ該當スル疾病ニ罹レル者ヲ解雇シタルトキハ其ノ氏名、病名及解雇ノ月日

第十二條 工業主ハ工場毎ニ様式第一號ノ診療簿ヲ備ヘ職工ノ疾病負傷又ハ死亡ノ都度之ヲ登録ス

シ

職工分婉シタルトキハ其ノ日時ヲ届出シメ前項ニ準シ處理スヘシ

診療簿ノ用紙ハ職工ノ死亡又ハ解雇ノ日時ニ從ヒ之ヲ整理シ且扶助ニ關セサルモノト雖死亡又ハ解雇ノ日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第十三條 工場及附屬建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生風紀其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトアルヘシ

第十四條 工業主令第十六條第三號但書ノ規定ニ依リ扶助金額ノ裁定ヲ必要トスルトキハ其ノ理由ヲ記載シテ遲滞ナク知事ニ申請スヘシ

第十五條 工業主法第十五條ニ依リ職工又ハ遺族ヲ扶助シタルトキハ様式第二號ニ依リ其ノ月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ知事ニ届出ツヘシ

第十六條 工業主令第二十七條ニ依リ歸郷旅費ヲ支給シタルトキハ其ノ種別、氏名、歸郷地、金額、支給月日ヲ翌月十日迄ニ知事ニ届出ツヘシ

第十七條 工業主規則第十三條ニ依リ扶助ニ關スル事項ノ要領ヲ記述シ職工ニ周知セシメタルトキハ其ノ寫竝周知ノ方法ヲ具シ五日內ニ知事ニ届出ツヘシ

第十八條 工業主令第二十四條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ニ申請スヘシ

- 一 職工ニ貯蓄ヲ爲サシムカ爲賃金中ヨリ差引クヘキ金額
  - 二 賃金ノ一部ニ代ヘ他ノ給付ヲ爲ス場合ニ在リテハ其ノ事由及給付スルモノ、種類
  - 三 令第二十四條第二號ノ場合ニ在リテハ職工ヲ解雇スヘキ事由ノ種類
- 第十九條 工業主令第二十五條ニ依リ認可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ニ申請スヘシ

一 貯蓄ノ方法

二 貯蓄金管理方法

三 貯蓄ニ關スル規定アルトキハ其ノ規程寫

第二十條 規則第二十條第三號ニ依リ工業主カ賃金ヲ支拂ヒ又ハ職工ノ貯蓄金ヲ返還スヘキ場合左ノ如シ

- 一 職工又ハ職工ノ扶養義務ニ屬スル者疾病又ハ負傷ノ爲療養費ニ充ツルトキ
  - 二 職工カ出產ノ費用ニ充ツルトキ
  - 三 職工又ハ職工ノ扶養義務ニ屬スル者不時ノ災害ニ罹リタルトキ
- 第二十一條 工業主ト職工トノ共同出資ヲ以テ共濟組合ヲ設ケタル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ規則ヲ添ヘ遲滞ナク知事ニ届出ツヘシ
- 第二十二條 工場管理人選任ノ認可申請書ニハ履歷書ノ外工業主及工場管理人タラムトスル者ノ連署シタル選任契約書ヲ添付スヘシ
- 選任契約書ニハ法第十八條及第十九條ニ依リ工業主ハ工場管理人ニ對シ工場ノ管理ニ關スル一切ノ

權限ヲ與ヘ工場管理人ハ工業主ニ代リテ工場法規ニ規定スル全般ノ責任ヲ負フヘキコトヲ承諾スル旨ヲ明記スヘシ

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ法第十八條第一項及第二項ニ依ル工場管理人タルコトヲ得ス

- 一 工場管理ニ付實權ヲ有セスト認ムル者
  - 二 未成年者、復權セサル家資分散者又ハ破産者、禁治産者、準禁治産者
  - 三 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ二年ヲ經過セサルモノ
  - 四 工場管理人ノ認可ヲ取消サレタル日ヨリ二年ヲ經過セサル者
  - 五 工場法規ノ命令ニ違反シ處罰ヲ受ケタル者但シ改悛ノ情顯著ナル者ハ此ノ限ニ在ラス
  - 六 其ノ他工場管理人トシテ不適當ト認メタル者
- 第二十四條 工場管理人ノ認可ヲ受ケタル者前條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第二十五條 工場法規ニ依ル願届其ノ他知事ニ差出スヘキ書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第二十六條 本則第六條第七條第十一條第十四條乃至第十七條ノ届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ若ハ第十二條ノ規定ニ違反シタルモノハ科料ニ處ス

附 則

第二十七條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十八條 工業主法第二條第一項但書ニ依リ規則第三十條ノ届出ヲナス場合ニ於テハ第四條第二號乃至第四號ノ事項ヲ附記スヘシ

第二十九條 第二條第一號ノ規定ハ法施行後二箇年ヲ限り黃燐ヲ使用スル燐寸ノ函詰ニ之ヲ適用ス

第三十條 令第三十八條第二項ニ依リ賃金支拂期ニ關スル契約ヲ爲サントキハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ申請スヘシ

- 一 賃金支拂ニ關スル從來ノ慣習
- 二 契約ノ期間
- 三 賃金支拂期

第三十一條 第六條ニ規定セル届出、第十二條ニ規定セル診療簿ノ設備ハ法施行ノ際其ノ適用ヲ受ケル工場ニ在リテハ大正五年九月三十日迄ニ之ヲ爲スヘシ

様式第一號

第 號		第 號	
姓名	性、年齢	姓名	性、年齢
病名		病名	
原因	誘因	原因	誘因
既往症		既往症	
自覺(主訴) 病狀		自覺(主訴) 病狀	
	發病年月日		發病年月日
	初診年月日		初診年月日
	診断年月日		診断年月日







第二條 工場法規ノ規定ニ依リ願届其ノ他ノ書類ヲ受理シタルトキハ其ノ内容ヲ調査シ不備缺漏ハ之ヲ修正セシメ且ツ實査ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ結果ヲ欄外餘白ニ記載シ進達スヘシ但シ左ノ各號ノ申請書ヲ受理シタルトキハ許否ノ意見ヲ附シ具申スヘシ

- 一 法第二條第二項ノ規定ニ依ル許可申請書
  - 二 法第八條第二項ノ規定ニ依ル許可申請書
  - 三 法第十八條ノ規定ニ依ル認可申請書
  - 四 令第二十四條但書ノ規定ニ依ル許可申請書
  - 五 令第二十五條ノ規定ニ依ル認可申請書
  - 六 令第二十六條及同第三十條第二項ノ規定ニ依ル許可申請書
  - 七 令第二十九條ノ規定ニ依ル認可申請書
  - 八 令第三十八條第二項ノ規定ニ依ル許可申請書
- 第三條 法第八條第三項ノ届書ヲ受理シタルトキハ書類進達前特ニ其ノ要領ヲ電話報告スヘシ
- 第四條 新ニ法ノ適用ヲ受クヘク工場生シタルトキハ様式第一號ノ工場臺帳ニ所要ノ事項ヲ記入シ遲滞ナク之ヲ報告スヘシ
- 現ニ法ノ適用ヲ受クル工場カ其ノ適用ヲ受ケサルニ至ルヘキ事由ヲ生シタルトキハ其ノ旨直ニ報告スヘシ
- 第五條 様式第一號乃至第四號ノ簿冊ヲ備ヘ所要ノ事項ヲ登録シ(各簿冊ヲ合綴スルトキハ口坐ヲ設クヘシ)常ニ其ノ異動ヲ整理スヘシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ遲滞ナク其狀況ヲ報告スヘシ

- 一 工場及附屬建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキ
- 二 工場管理人細則第二十三條各號ノ一ニ該當スル事實發生シタルトキ
- 三 令第三十一條ノ規定ニ依リ矯正ノ必要ヲ認メ又ハ認可ノ取消ヲ必要ト認ムルトキ
- 四 病者又ハ産婦ノ就業ノ制限又ハ禁止ヲ命スルノ必要アリト認ムルトキ
- 五 疾病ノ爲休業スル職工續出シ又ハ寄宿職工ノ多數ノ營養其ノ他健康状態不良ニ趨クノ傾向アリト認ムルトキ

第七條 五十人未滿ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ付テハ様式第五號ノ定ムル所ニ依リ毎年六月末及十二月末迄ノ分ヲ取纏メ各翌月廿日迄ニ報告スヘシ

様式第一號

工業主又ハ代表者ノ氏名年齢	工場所在地	工場名	事業ノ種類	許可年月日	職工定員	原動機種類及數
					男	
					女	
工場醫ノ氏名	工場管理人名	工場管理人名	工場管理人名	工場管理人名	工場管理人名	工場管理人名
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
手當又ハ報酬額	手當又ハ報酬額	手當又ハ報酬額	手當又ハ報酬額	手當又ハ報酬額	手當又ハ報酬額	手當又ハ報酬額
備	備	備	備	備	備	備
考	考	考	考	考	考	考

考	備	其ノ要項	從弟收容ノ認可年月日及番號	共濟組合ノ設立屆出月日其ノ要項	貸金支拂期延長許可年月日及番號	但書ニ依ル許可年月日及番號其ノ要項	施行令第廿四條	認可年月日及番號其ノ要項	貯蓄管理ノ認可年月日及番號其ノ要項

様式第二號

所工業主ノ名住	備考	間就業時間休憩時間	生同年月日	住幼所年氏工名ノ	所工業主ノ名住	許可年月日	及許可番號

備考	間就業時間休憩時間	生同年月日	住幼所年氏工名ノ	業務ノ種類	寄宿ノ別ハ	通勤ノ別ハ	解雇又ハ異動

様式第三號

學齡兒童就學簿				住工所業氏名主	
認可年月日	番號	業務ノ種類	就學ノ場所	休就業時間	休業時間
			每週ノ教授時數 每日始午前 終午後		
學齡	兒童	氏名	教授者氏名	考	備
年	氏名	氏名	氏名	日	日
生	年	月	日	生	年
年	月	日	日	年	月
日	日	日	日	日	日



三 引續キ休業一箇月以上ニ亘ルトキ  
 四 工業主ノ變更アリタルトキ但シ讓渡ノ場合ハ相互連署ヲ要ス  
 第三條 工場法第二條第二項ニ依リ十歳以上十二歳未滿ノ者ヲシテ就業セシメムトスルトキハ左ノ事項ヲ記載シ許可ヲ受クヘシ

- 一 男女別及氏名生年月日
- 二 就業セシメムトスル作業
- 三 一日ノ就業時間(自何時至何時)
- 四 一日ノ休憩時間(自何時何分至何時何分)
- 五 毎月ノ休日回数

前項各號中變更ヲ要スルトキハ更ニ許可ヲ受クヘシ

第四條 工場法第八條第二項ニ依ル許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 避クヘカラサル事由(詳細ニ記載スルヲ要ス)
- 二 業務ノ種類
- 三 期間
- 四 一日ノ就業時間(自何時至何時)
- 五 廢止スヘキ休日ノ回数
- 六 當該業務ニ従事スル職工ノ員數竝男女別及男子ニ在リテハ十五歳未滿ノ者ノ員數

第五條 工場法第八條第三項ニ依ル届書ニハ左ノ事項ヲ記載シ三日以前ニ之ヲ差出スヘシ

- 一 臨時必要ナル事由(詳細ニ記載スルヲ要ス)
  - 二 業務ノ種類
  - 三 期間
  - 四 一日ノ就業時間(自何時至何時)
- 第六條 工場法第八條第四項ニ依ル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 事業ノ種類
  - 二 就業時間ヲ延長スヘキ期間及其ノ日數
  - 三 一日ノ就業時間(自何時至何時)
  - 四 當該業務ニ従事スル職工ノ員數竝男女別及男子ニ在リテハ十五歳未滿ノ者ノ員數

第七條 工場法第十八條第三項ニ依ル工場管理人選任ノ認可申請書ニハ工場法施行規則第二十一條ノ履歷書ノ外別記様式ニ準シ作製シタル選任契約書ノ寫ヲ添付スヘシ  
 施行規則第二十二條第一號ノ届出ニ關シテハ前項ノ規定ヲ準用ス  
 第八條 工場管理人タルヘキ者左記各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ選任ヲ認可セサルコトアルヘシ

- 一 工場法第十八條第一項ノ權限ヲ有セサル者
- 二 未成年者、禁治産者又ハ準禁治産者
- 三 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタル時ヨリ未タ復權ノ決定確定スルニ至ラサル者
- 四 工場管理人ノ認可ヲ取消サレタル者ニシテ其ノ取消ノ日ヨリ二箇年ヲ經過セサル者
- 五 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ受クルコトナキニ至リタル日ヨ

リ三箇年ヲ經過セサル者

六 性行又ハ經歷上管理人タルニ適セスト認メタル者

工場管理人工場法規ニ違反シ又ハ前各號ノ一ニ該當スルニ至リ其ノ他不適當ト認ムルトキハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第九條 工場法施行令第二章ノ規定ニ依リ職工又ハ其ノ遺族ノ扶助ヲ爲シタルトキハ其ノ都度五日以

内ニ左ノ事項ヲ記載シ届出ツヘシ

一 職工ノ男女別及住所氏名生年月日

二 負傷疾病及死亡ノ原因並其ノ當時從事シタル作業ノ種類

三 遺族扶助料若ハ葬祭料ヲ支給シタルトキハ遺族ノ住所氏名生年月日及職工トノ續柄

四 工場法施行令第五條乃至第九條ニ依ル扶助ノ種類別及金額

五 扶助料算出ノ標準トナリタル貸金額並其ノ算出方法

六 扶助料支給ノ方法及年月日

七 工場法施行令第十四條ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲ササルニ至リタルトキハ扶助ヲ爲シタル期間

第十條 工場法施行令第二十四條但書ニ依ル許可申請書ニハ左記事項ヲ記載スヘシ

一 但書第一號前段ノ場合

イ 貸金總額

ロ 貯蓄ノ率又ハ額

ハ 貯蓄ノ方法

二 但書第一號後段ノ場合

イ 貸金總額

ロ 他ノ給付ニ代フヘキ貸金額

ハ 貸金ノ一部ニ代フヘキ給付ノ種類數量及價格

三 但書第二號ノ場合

イ 解雇ノ事由

ロ 貯蓄總金額

ハ 貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル金額

ニ 工業主ヨリ給與スル貯蓄金ニ關スル條件

第十一條 工場法施行令第二十六條ニ依ル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 學齡兒童ノ住所氏名生年月日及學歷

二 教授科目

三 一日ノ授業時間(自何時至何時)

四 教師ノ氏名及其ノ資格

五 附近ノ學校へ通學セシムルトキハ其ノ學校名(此ノ場合ニ在リテハ第二號乃至第四號ヲ省ク)

六 就業時間並其ノ作業

七 就學ニ要スル費用ノ負擔者

八 休日及休憩ニ關スル事項

第十二條 工場法施行令第二十七條ニ依リ歸郷旅費ヲ支給シタルトキハ其ノ都度五日以内ニ左ノ事項ヲ記載シ届出ツヘシ

- 一 同條第一項ノ規定ニ依ル職工ノ種別及住所氏名生年月日
- 二 職工ノ郷里
- 三 歸郷旅費額及其ノ内譯並支給年月日

第十三條 工場法施行規則第十四條ニ依ル醫師ノ診斷書又ハ檢案書ハ職工ノ解雇又ハ死亡ノ日ヨリ三箇年間之ヲ保存スヘシ

第十四條 工場法、工場法施行令、工場法施行規則及本則ニ依リ差出スヘキ書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十五條 第一條、第二條、第九條、第十二條、第十三條ノ規定ニ違反シ又ハ第一條、第二條、第九條、第十二條ノ届出ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

第十六條 工業主カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ従業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタル場合ニ於ケル罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者又ハ管理人ヲ被告人トス

附 則

第十七條 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ大正五年十一月末日限り第一條第一項ノ届出ヲナスヘシ

様 式

選 任 契 約 書

一、工場法第十八條ニ依リ何某ハ何某ヲ何工場管理人ニ選任シ同工場ノ管理ニ關スル一切ノ權限ヲ附與ス

二、何某ハ何工場管理人トシテ何某ニ代リ工場法規ニ規定スル全般ノ責任ヲ負フヘキコトヲ承諾ス

右 契 約 ス

年 月 日

住 所	住 所
工場名	工場名
工業主 氏	工業主 氏
名 印	名 印
住 所	住 所
氏	氏
名 印	名 印

工場法規取扱手續

(大正五年十月二十六日 滋賀縣訓令第四十八號)

第一條 第一號様式ノ工場簿ヲ備ヘ所定ノ事項ヲ登載整理スヘシ

第二條 申請書又ハ届書ヲ受理シタルトキハ所定ノ事項ヲ具備スルヤ否ヤ其ノ事項ハ事實ト相違ナキヤ否ヤ其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ調査シ尙申請書及工場法第八條第三項ノ届書ニハ意見ヲ付シ進

滋 賀 縣





製茶業

ハ 果物ノ罐詰ニ關スル業務

ニ 前各號以外ノ業務ニシテ季節ニ依リ繁忙ト認メラルモノ

二 工場法第十五條ニ掲クル業務上ノ疾病左ノ如シ

イ 砒素、砒素化合物、水銀、水銀化合物、燐、燐含有物、鉛、鉛化合物、チアン水素酸、チアン化合物、其ノ他毒性又ハ劇性料品ヲ取扱フ業務ニ於ケル其ノ中毒諸症及業務ノ過程ニ於テ發生シタル毒性又ハ劇性物質ニ因ル中毒諸症

ロ 業務上使用スル鑛酸、苛性アルカリ、「クロール」、「フルオール」、フルオール化合物、クロム化合物、「テール」其ノ他腐蝕性又ハ刺激性料品ニ因ル腐蝕又ハ潰瘍

ハ 生絲工ノ手指蜂窩織炎、研磨工ノ水疹及業務上使用スル「テール」、「セメント」、チアン化合物等ニ因ル皮膚濕疹

ニ 業務ニ因ル筋ノ強直、痙攣、斷裂、腱鞘炎、關節炎、脱腸

ホ 高熱物體ノ取扱、刺戟性瓦斯又ハ異物ニ因ル結膜炎其ノ他ノ眼病

ヘ 襪襪、獸毛、革皮其ノ他古物ヲ取扱フ業務ニ因ル丹毒、炭疽、「ベスト」、痘瘡

ト 前各號ノ外業務上ノ疾病ト認メラルモノ

岐阜縣

工場法施行細則 (大正五年八月三十日 岐阜縣令第二十五號)

第一條 工場法、工場法施行令及工場法施行規則ニ依ル申請書又ハ届書ハ正副二通ヲ調製シ所轄警察

官署ヲ經テ提出スヘシ

第二條 工場法第二條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一 職工ノ氏名、男女別及生年月日

二 従事スヘキ業務ノ種類

三 就業時間、休憩及休日ニ關スル事項

第三條 工場法第八條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一 避クヘカラサル事由

二 期間

三 就業時間、休憩及休日ニ關スル事項

第四條 工場法第八條第三項ノ規定ニ依ル届書ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一 臨時就業時間ノ延長ヲ必要トスル事由

二 期間

三 就業時間

第五條 工場法第八條第四項ノ規定ニ依ル認可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

- 一 事業ノ季節ニ依リ繁忙ナル事由
  - 二 一定ノ期間
  - 三 就業時間ヲ延長スル日數
  - 四 就業時間、休憩及休日ニ關スル事項
- 第六條 工場管理人選任ノ認可申請書ニハ其ノ工場ニ付一切ノ機限ヲ有スルコトヲ證スルニ足ル可キ書類ヲ添付スヘシ
- 第七條 工場法施行令第二十四條ノ規定ニ依ル許可ノ申請書ニハ契約書寫ヲ添付スヘシ
- 第八條 工場法施行令第二十六條ノ規定ニ依ル認可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ
- 一 雇傭セムトスル兒童ノ本籍、住所、氏名、生年月日及其ノ保護者ノ住所氏名
  - 二 尋常小學校ノ教科ヲ修メタル程度
  - 三 雇傭後ニ於ケル就學ニ關シ定メタル事項
- 第九條 工場法施行令第三十八條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ
- 一 賃金ノ支拂期ニ關スル從來ノ慣習
  - 二 支拂期ニ付契約ヲ爲サムスル事項

附 則

第十條 本則ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

工場法施行心得 (大正五年九月六日 岐阜縣訓令甲第二十九號)

第一條 警察官署ニハ左記様式ニ依ル工場臺帳ヲ備フヘシ

第二條 警察官署ニ於テ申請書又ハ届書ヲ受理シタルトキハ所定ノ事項ヲ具備スルヤ否ヤ其ノ事項ハ事實ト相違ナキヤ否ヤ其ノ他參考トナル可キ事項ヲ調査シ調査書ト共ニ當廳ニ進達スヘシ

第三條 申請書又ハ届書ノ副本ハ警察官署ニ保管スヘシ

第四條 工場ニシテ新ニ工場法ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ其都度工場臺帳記載事項ヲ具シ當廳ニ報告スヘシ

工場法ノ適用ヲ受クル工場ニシテ工場臺帳記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度其ノ事項ヲ具シ當廳ニ報告スヘシ

○様式(用紙美濃紙)

工場名		工場主		工場管理人		業務ノ種類		一年ヲ通シテ操業セサル工場ニ在リテハ其ノ操業ノ時期		就業時間		常時使用ノ職工數		工場所在地		機械		建物									
男	人	女	人	計	人	自	月	日	至	月	日	自	午前	時	分	至	午後	時	分	物	建	機	地	在	所	場	工

許可認可及届出事項		年	月	事	項
考	備	舍	宿	寄	

工場臺帳記載心得

- 一 機械欄ニハ使用機械ノ名稱及箇數ヲ記載スヘシ但シ汽罐、汽機、瓦斯、發動機及石油發動機ヲ除ク
- 二 建物欄ニハ工場ノ平屋建、二階建等ノ別、棟數及其ノ棟數別坪數ヲ記載スヘシ  
二階建ニアリテハ階上ト階下ノ坪數ヲ明ニスヘシ
- 三 寄宿舍欄ニハ寄宿舍ノ平屋建、二階建等ノ別、棟數及其ノ棟數別坪數ヲ記載スヘシ  
二階建ニアリテハ階上ト階下ノ坪數ヲ明ニスヘシ
- 四 職工寢室ノ總疊數及收容人員ヲ男女別ニ分テ記載スヘシ
- 五 各欄ニ異動ヲ生シタルトキハ之ヲ訂正シ備考欄ニ其ノ事由ヲ記載スヘシ

- 五 許可認可及届出事項欄ノ年月日ハ許可認可ノ指令アリタル日又ハ届出ノ日ヲ記載シ事項欄ニハ其要項ヲ記載スヘシ
- 六 備考欄ニハ警察官署ニ於テ適宜必要ト認ムル事項ヲ記載スヘシ
- 七 各欄隨時異動アルモノニ付キテハ訂正ノ餘白ヲ存スヘシ

## 長野縣

### 工場法施行細則

(大正五年八月二十九日)  
長野縣令第二十一號

第一條 工業主工場法第二條第二項ノ規定ニ依リ十二歳未満ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムトスルトキハ其ノ者ニ付左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ニ願出ツヘシ

一 氏名、本籍及年齢ニ關スル戸籍吏ノ證明

二 業務ノ種類

三 就業時間、休憩時間及休日

第二條 工業主ハ始業時間、終業時間、休日及休憩時間ヲ定メ豫メ之ヲ知事ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ休業セシムル場合ニ於テハ前項ノ外左ノ條件ニ依ルヘシ

一 一組ノ人員ハ五人以上ナルコト

二 各組ノ休業日ヲ一定シ豫メ之ヲ知事ニ届出ツルコト其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

三 各組ニ屬スル職工ノ氏名ヲ組別ニ依リ明瞭ニ記載シタル帳簿ヲ工場ニ備付クルコト

四 各職工ノ作業持場ニ其ノ屬スル組及氏名ヲ記シタル票ヲ掲示スルコト

第三條 工業主工場法第八條第二項ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ニ願出ツヘシ

一 許可申請ノ事由

- 二 延長セムトスル時間、廢止セムトスル休日及其ノ期間
- 第四條 工業主工場法第八條第三項又ハ第四項ノ規定ニ依リ就業時間ヲ延長セムトスルトキハ其ノ事由、延長セムトスル時間及其ノ期間ヲ具シ知事ニ届出テ又ハ願出ツヘシ
- 第五條 前二條ノ場合ニ於テ就業時間ノ延長又ハ休日ノ廢止ノ事由消滅シタルトキハ工業主ハ遲滞ナク之ヲ知事ニ届出ツヘシ
- 第六條 工業主工場法施行規則第八條第一項第四號又ハ第五號ニ掲クル疾病ニ罹レル者ニ付傳染豫防ノ處置ヲ爲シ之ヲ就業セシムルトキハ其ノ氏名及其ノ處置ノ概要ヲ届出ツヘシ
- 工業主工場法施行規則第八條第三項ニ該當スル者ヲシテ就業セシムルトキハ其ノ氏名其ノ罹リタル疾病及業務ノ種類ヲ届出ツヘシ
- 第七條 工業主工場法施行規則第九條但書ノ規定ニ依リ産後三週日ヲ經過シタル者ヲシテ就業セシムルトキハ其ノ氏名、經過日數及業務ノ種類ヲ知事ニ届出ツヘシ
- 第八條 前二條ノ届出ニハ醫師ノ意見書ヲ添付スヘシ
- 第九條 工業主職工ノ負傷、疾病又ハ死亡ノ診斷又ハ檢案ヲ爲サシムル醫師ヲ定メタルトキハ十日以内ニ其ノ氏名履歴及手當又ハ報酬ノ額ヲ知事ニ届出ツヘシ
- 第十條 工業主ト職工トノ共同出資ヲ以テ共濟組合ヲ設ケタル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ規則ヲ添ヘ遲滞ナク之ヲ知事ニ届出ツヘシ
- 第十一條 工業主工場法第十五條ノ規定ニ依リ職工又ハ其ノ遺族ヲ扶助シタルトキハ様式第一號ニ依リ毎月取纏メ翌月十日迄ニ知事ニ届出ツヘシ

第十二條 工業主工場法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ歸郷旅費ヲ支給シタル場合ニ於テハ毎月取纏メ其ノ支給ヲ受ケタル者ノ氏名及其ノ金額ヲ翌月十日迄ニ知事ニ届出ツヘシ

第十三條 工業主工場法施行令第二十四條但書ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ニ願出ツヘシ

- 一 賃金中職工ニ貯蓄ヲ爲サシメムカ爲毎月支拂ハサル額
- 二 賃金ノ一部ニ代ヘ他ノ給付ヲ爲ス場合ニ在リテハ其ノ事由、給付スル物ノ種類、給付ノ時期及其ノ給付ノ見積金額
- 三 工場法施行令第二十四條第二號ノ場合ニ付テハ職工ノ責ニ歸スヘキ事由ノ種類
- 第十四條 工業主工場法施行令第二十五條ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ貯金ノ管理方法ノ外其ノ拂戻ノ條件及利率ヲ定メ知事ニ願出ツヘシ
- 第十五條 工業主工場法施行令第二十六條ノ規定ニ依リ學齡兒童ヲ雇傭シタル場合ニ於テ其ノ學齡兒童ノ附近小學校ニ通學スルコトヲ妨ケサル方法ニ付認可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ學校名、學校ニ於ケル教授ノ開始並終了時間、學校ト工場トノ距離及當該學齡兒童ノ工場ニ於ケル就業ノ開始並終了時間ヲ具シ知事ニ願出ツヘシ
- 第十六條 工業主前條ノ場合ニ於テ學齡兒童ニ付特別教育ノ施設ヲ爲シ其ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ニ願出ツヘシ
  - 一 教育場ノ位置
  - 二 教室ノ坪數、圖書、掛圖、器具、機械及標本其ノ他設備ノ要項

三 兒童數

四 教育擔任者ノ氏名及履歴

五 毎年ニ於ケル教授ノ開始及閉鎖ノ日

六 毎週ニ於ケル教授日數及時間數

七 教科目

八 設備費、手當又ハ給料其ノ他ノ經費支出豫算

前項第六號ノ教授時間數ハ毎週十二時間以上ナルコトヲ要シ第七號ノ教科目ニハ修身國語及算術ヲ缺クコトヲ得ス

第十七條 工業主前條ノ特別教育ヲ附近ノ小學校ニ委託スルコトニ付認可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ學校名及前條第一項第三號並第五號乃至第八號ノ事項ヲ具シ知事ニ願出ツヘシ

第十八條 前二條ノ場合ニ於テハ工業主ハ毎年教授開始前第十五條第一項第一號、第三號及第四號ノ事項ヲ知事ニ届出ツヘシ

前項ノ事項ニシテ其ノ年内ニ於テ異動ヲ生シタルトキハ工業主ハ其都度之ヲ知事ニ届出ツヘシ

第十九條 工業主ハ第十五條ノ規定ニ依リ特別教育ノ施設ヲナス場合ニ於テハ學籍簿及出席簿ヲ、第十六條ノ規定ニ依リ特別教育ヲ附近ノ小學校ニ委託スル場合ニ於テハ學籍簿ヲ備付クヘシ

前項ノ學籍簿ノ様式ハ小學校令施行規則第十號表ニ、出席簿様式ハ大正三年十一月縣令第四十號小學校令及小學校令施行規則實施ニ關スル規程第五十一條ニ依ルヘシ

第二十條 工業主工場法施行令第三十八條第二項ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ契約ノ期間及賃金支拂

期ヲ具シ知事ニ願出ツヘシ

第二十一條 工業主工場法第十八條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル工場管理人ヲ選任シタルトキハ工場ニ付一切ノ權限ヲ賦與スル旨ノ選任狀ヲ工場管理人ニ交付スヘシ

工場管理人ノ選任認可ノ願出ニハ前項ノ選任狀ヲ添付スルコトヲ要ス

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ前條ノ工場管理人トナルコトヲ得ス

一 未成年者、禁治產者又ハ準禁治產者

二 懲役以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ五年ヲ經過セサル者

三 刑法第二十二章又ハ第二十三章ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ五年ヲ經過セサル者

四 工場法又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ違反シ刑ニ處セラレタル日ヨリ五年ヲ經過セサル者

五 本條第二項ノ規定ニ依リ選任ノ認可ヲ取消サレタル日ヨリ二年ヲ經過セサル者

六 破產又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者

七 工場ノ管理ニ付實權ヲ有セスト認ムル者

八 性行又ハ經歷上工場管理人タルニ適セスト認ムル者

選任ノ認可ヲ受ケタル後ニ於テ工場管理人前項第一號乃至第四號又ハ第六號乃至第八號ニ該當スルニ至リタルトキハ知事ハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第二十三條 工業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ科料ニ處ス



宮 城 縣

工場法施行細則

(大正五年十二月二日  
宮城縣令第四十號)

第一條 工場法ノ適用ヲ受クヘキ工場ヲ新設セムトスルトキハ別ニ定ムル規程ニ據ル外左記各號ヲ具シ知事ニ願出ツヘシ

- 一 業務ノ種類
- 二 季節ニ依ル業務ハ其ノ操業期間
- 三 原料使用藥品及製品
- 四 十五歳未満ノ者及女子一日ノ就業時間
- 五 職工ヲ二組以上ニ分チ交替就業セシムル場合ノ就業時間轉換方法
- 六 休日休憩ノ日時及其ノ配置方法
- 七 賃金ノ支拂方法及其ノ期日
- 八 職工服務ニ關スル事項
- 九 寄宿舎ヲ有スルモノハ其ノ收容人員及管理方法
- 十 醫療ニ關スル事項
- 十一 積立金、信認金、違約金又ハ損害賠償等ニ關スル事項
- 十二 賞與又ハ懲戒ニ關スル事項
- 十三 雇傭契約ニ關スル事項



十四 職工ノ男女別員數

前項第一號乃至第十三號ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ七日以内ニ届出ヘシ

第二條 既設ノ工場ニシテ工場法ノ適用ヲ受クヘキ事由ヲ生シタルトキハ前條ノ事項ヲ七日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第三條 現ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニシテ之カ適用ヲ受ケサルニ至リタルトキハ七日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第四條 工場管理人ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 選任契約書ノ副本

二 工場管理人タルヘキ者ノ履歷書

工場法施行規則第二十二條第一號ノ規定ノ場合ニハ工場管理人ノ履歷書ヲ添附シ届出ツヘシ

第五條 左記各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ工場管理人ノ認可ヲ與ヘス又ハ其ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

一 工場管理ニ付一切ノ權限ヲ附與セラレサル者

二 未成年者、禁治産者又ハ準禁治産者、復權セサル破産者、家資分散者

三 工場管理人ノ認可ヲ取消サレタル日ヨリ二ケ年ヲ經過セサル者

四 禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ二ケ年ヲ經過セサル者

五 工場法令ニ違反シ罰金ニ處セラレタル者

六 前各號ノ外工場管理人タルニ適セスト認めタル者

工場管理人ノ認可取消ハ之レヲ告知ス

第六條 工場法施行規則第二十二條ノ場合ハ事故發生ノ日ヨリ七日以内ニ届出ツヘシ

第七條 工場法第八條第二項ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 避ク可ラサル事由

二 就業時間ノ延長ヲ要スヘキ期間及作業ノ種別

三 變更セラルヘキ就業時間、休日及休憩時ノ配置

第八條 工場法第八條第四項ノ規定ニヨリ就業時間延長ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ

知事ニ申請スヘシ

一 延長スヘキ就業時間及其ノ期間

二 就業時間ノ延長ヲ要スヘキ作業ノ種別

第九條 工場法第八條第三項ノ届出ハ左記事項ヲ具シ三日以前ニ之ヲ提出スヘシ

一 臨時必要アル事由

二 延長スヘキ就業時間及其ノ期間

三 就業時間ノ延長ヲ要スヘキ作業ノ種別

第十條 工場法第二條第二項ニ依ル願書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 收容スヘキ職工ノ年齢男女別及其ノ員數

二 業務ノ種類

- 三 一日ノ就業時間
- 四 休日及休憩ノ日時並其ノ配置方法
- 五 工場法施行令第二十六條ニ該當スル者アルトキハ就學ニ關スル方法
- 第十一條 徒弟ヲ收容スルトキハ第一號様式ノ徒弟名簿ヲ調製シ左ノ事項ヲ記載スヘシ
  - 一 原籍住所氏名生年月日
  - 二 戸主ノ氏名及其ノ續柄
  - 三 教育ノ程度
  - 四 收容又ハ廢止ノ年月日

第十二條 徒弟ヲ收容シタルトキハ七日以内ニ其ノ員數ヲ知事ニ届出ツヘシ  
 徒弟ノ收容ヲ廢止シタルトキハ其ノ員數及廢止事由ヲ七日以内ニ届出ツヘシ  
 第十三條 工場法施行令第二十九條各號ノ事項ニ變更ヲ加ヘムトスルトキハ事由ヲ具シ申請スヘシ  
 第十四條 工業主ハ第二號様式ノ職工事故簿ヲ調製シ工場毎ニ備付ケ職工ノ疾病、負傷並療養又ハ扶助及其ノ結果ヲ記載スヘシ  
 前項ノ記載ハ一ヶ月分ヲ取纏メ第三號様式ニ依リ翌月二十日マテニ知事ニ届出ツヘシ  
 第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス  
 一 本則ノ規定ニ違背シタルトキ  
 二 届書又ハ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ

附 則

第十六條 本則ハ大正五年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 本則ニ依リ調製スヘキ諸帳簿ハ別ニ規定アルモノノ外之カ使用ヲ終リタル日ヨリ三ヶ年間保存スヘシ

前項ノ諸帳簿滅失毀損シタルトキハ七日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第十八條 本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ願届ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十九條 本則施行ノ際現ニ工場法ノ適用ヲ受クル者ハ大正五年十二月三十日マテニ第一條各號ノ事項ヲ知事ニ届出ツヘシ

第一號様式 徒弟名簿

考 備	程 教	原 籍	生 氏 住	年 名 所	收 容	
					度 育	年 月 日
					廢 止	年 月 日

調 理 心 得

宮 城 縣

- 一 原籍ノ欄ニハ戸主ノ氏名及其ノ續柄ヲモ記載スヘシ
- 二 備考欄ニハ徒弟ノ目的、收容後ニ於ケル素行、業務ノ成績、廢止ノ事由其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ記載スヘシ

第二號様式

職工事故簿

業 務 ノ 種 類	氏 名	生 年 月	診 斷 日	年 發 病 月	年 轉 歸 日	及 其 ノ 結 末	轉 歸 ノ 種 別	原 因 及 ヒ 經 過	疾 病 負 傷 ノ 種 類	疾 病 又 ハ 負 傷 ノ 種 類	療 養 費 支 給 ノ 種 別	備 考	調 理 心 得	
													主 事 醫 生 氏 名	住 所 氏 名

- 一 本簿ハ原因ノ如何過失ノ有無又ハ療養費扶助料ヲ支給スルト否トニ關セス凡テ工場及附屬建設

- 二 發病ノ年月日不明ナル場合ハ其ノ欄ヲ抹消スヘシ
- 三 疾病負傷ノ原因ハ詳細ニ記入スヘシ
- 四 療養ノ欄ニハ其ノ請求月日支給月日及支給シタル療養費ノ額ヲ支給ノ都度記載スヘシ
- 五 扶助ノ欄ノ記入ハ前號ニ同シ尙ホ遺族扶助料ヲ支給シタル場合ハ之ヲ受ケタル者ノ氏名ヲ記載シ身體障害ニ依ル扶助料ハ其ノ旨記載スヘシ
- 六 備考欄ニハ遺族扶助料ヲ受ケヘキ者ノ豫告アリタルトキハ其ノ氏名、轉歸ノ結果身體障害ヲ存スルトキハ其ノ程度竝ニ之レニ因リ葬祭料ヲ受クル者アルトキハ其ノ氏名支給年月日其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ記載スヘシ
- 七 法定ノ原因ナクシテ任意ニ規定ノ扶助ヲナシタルトキハ其ノ扶助ノ欄ヲ朱書スヘシ

第三號様式

本 正 年 分		職 工 療 養 扶 助 月 報		工 場 名	
氏 名	生 年 月	業 務 ノ 種 類	負 傷 又 ハ 疾 病 ノ 種 類	診 斷 日	轉 歸 日
備 考					

調理心得

- 一 用紙半紙折大トス
- 二 發病ノ月日不明ノ場合ハ其ノ欄ヲ抹消スヘシ
- 三 轉歸ハ治愈又ハ死亡ト簡單ニ記載スヘシ尙ホ轉歸ニ至ラスシテ解雇シタルトキハ其ノ旨備考欄ニ記載スヘシ
- 四 療養ノ欄ハ其方法又ハ療養費ヲ支給シタルトキハ其ノ月日及額ヲ記載スヘシ
- 五 備考欄ニハ葬祭料ノ支給ヲ受クル者ノ氏名支給月日及其ノ額等參考事項ヲ記載スヘシ


福島縣

工場法令施行細則 (大正五年十一月二十七日 福島縣令第六十九號)

- 第一條 工場法ノ適用ヲ受クヘキ工場ヲ設置シ事業ヲ開始シタルトキハ工業主ヨリ五日以内ニ左ノ事項ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ既設ノ工場ニシテ工場法ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキ亦同シ
  - 一 工場ノ名稱及工場ノ所在地並工業主ノ本籍住所氏名年齢
  - 二 事業ノ種類及原動機ヲ使用スル工場ニ在リテハ其原動機ノ種別
  - 三 職工數(男女別ニ依ル 寄宿及通勤數)
  - 四 十五歳未満ノ者及女子ノ始業並終業時間
  - 五 一日ノ休憩時間毎月ノ休日(職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ休日又ハ休憩ヲ設ケルトキハ組別ニ職工名簿ヲ添付スルヲ要ス)
- 第二條 左ノ場合ニ於テハ十日以内ニ其旨知事ニ届出ツヘシ
  - 一 工場ヲ廢止シタルトキ
  - 二 工場法ノ適用ヲ受クルコトナキニ至リタルトキ
  - 三 一箇月以上ニ涉リ事業ヲ休止スルトキ及休止後更ニ事業ヲ開始スルトキ
  - 四 前條第一號第二號第四號ノ事項中ニ變更ヲ生シタルトキ

- 第三條 工場法第二條第二項ノ許可申請書ニハ左記事項ヲ記載スヘシ
  - 一 職工ノ氏名男女ノ別及生年月日
  - 二 業務ノ種別

- 三 一日ノ就業及休憩時間並毎月ノ休日回数
- 第四條 工場法第八條ノ許可又ハ認可申請書若ハ届書ニハ左記事項ヲ記載スヘシ
  - 一 業務ノ種類
  - 二 臨時必要アル事由
  - 三 期間
  - 四 始業及終業時間
  - 五 一日ノ休憩時間及一箇月ノ休日回数
- 第五條 左ノ各號ノ場合ニ於テハ當該職工ノ住所氏名年齢ヲ記シ醫師ノ診断書ヲ添ヘ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ
  - 一 工場法施行規則第八條第一項第四號又ハ第五號ノ疾病ニ罹レル者ヲ業務ニ就カシムルトキ但此場合ハ其ノ豫防處置ノ狀況ヲ記載スヘシ
  - 二 同條第三項ニ該當スル者ヲ業務ニ就カシムルトキ
  - 三 同條第九條ニ該當スル者ヲ業務ニ就カシムルトキ
- 第六條 工場法施行規則第十四條ニ該當スル負傷又ハ死者アリタルトキハ其ノ事實ヲ具シ三日以内ニ知事ニ届出ツヘシ
- 第七條 工場管理人選任ノ認可申請書ニハ工場法施行規則第二十一條ニ依ルノ外工場法第十九條ニ依ル責任ヲ負フヘキコトヲ承諾スル旨明記シ工業主及管理人タルヘキ者ノ連署シタル選任契約書寫ヲ添付スヘシ

前項ノ規定ハ工場法施行規則第二十二條第一號ノ届出ニ之ヲ準用ス

- 第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ工場管理人タルノ認可ヲ與ヘス又ハ其ノ與ヘタル認可ヲ取消スコトアルヘシ
  - 一 工場管理ニ付一切ノ權限ヲ有セスト認ムル者
  - 二 未成年者、禁治産者、準禁治産者
  - 三 家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復權セサルモノ
  - 四 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者
  - 五 工場管理人ノ認可ヲ取消サレタル日ヨリ二年ヲ經過セサル者
  - 六 性行又ハ經歷上工場管理人ニ適セスト認ムル者
- 第九條 工場法施行令第四條ニ依リ扶助ノ義務ヲ生シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ其ノ義務ヲ終リタルトキ亦同シ
  - 一 職工ノ氏名生年月
  - 二 負傷、疾病、死亡ノ原因及其ノ月日但負傷疾病ノ場合ハ其ノ程度及療養ノ方法ヲ記載スルヲ要ス
  - 三 扶助ノ種類方法及金額
  - 四 遺族扶助料又ハ葬祭料ノ交付ヲ受ケタル者ノ住所氏名及本人トノ關係
  - 五 診断又ハ檢案シタル醫師ノ住所氏名
- 第十條 工業主ハ工場毎ニ職工扶助簿ヲ具ヘ前條ノ届出事項ヲ記載スヘシ

第十一條 工場法施行令第二十七條ノ規定ニ該當スル職工ヲ解雇シタルトキハ其ノ本籍氏名年齢及男女別ヲ記シ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第十二條 工場法施行令第二十五條ノ認可申請書ニハ其ノ利率、拂戻及管理ノ方法ヲ記載スヘシ

第十三條 工場法施行令第二十六條ノ認可申請書ニハ左記事項ヲ記載スヘシ

- 一 學齡兒童及保護者ノ本籍住所氏名及生年月日並兩者ノ續柄
- 二 就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間
- 三 休日及休憩ニ關スル事項
- 四 尋常小學校ニ通學セシムル者ニ在リテハ其ノ時間及經費負擔ノ方法
- 五 小學校令第三十六條但書ノ規定ニ依リ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルモノニ在リテハ其ノ方法、設備、時間、經費負擔ノ方法及市町村長ノ認可書ノ寫

第十四條 左ノ場合ニ於テハ規定又ハ書式ヲ添ヘ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

- 一 工場又ハ職工ニ關スル規定ヲ設ケタルトキ
  - 二 職工相互救済ニ關スル規定ヲ設ケタルトキ
  - 三 職工雇傭契約書式ヲ定メタルトキ
- 第十五條 工場法、工場法施行令、工場法施行規則及本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ工場所在地所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十六條 本則第一條、第二條、第五條、第六條、第九條乃至第十一條、第十四條ニ違反シ又ハ其ノ

届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

第十七條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 工場法施行令第三十八條第二項ニ依ル許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 賃金支拂期及方法
- 二 賃金支拂期ニ關スル慣習

第十九條 本則施行ノ際工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於テハ本年十二月三十一日迄ニ本則第一號ノ規定ニ依リ其ノ届出ヲ爲スヘシ

前項ノ届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

工場法令施行ニ關スル取扱手續 (大正五年十二月二十五日 福島縣訓第五百三號)

第一條 工場法令ノ規定ニ依リ申請又ハ届出アリタルトキハ本手續ニ別段ノ規定ナキモノハ記載事項ノ正否ヲ調査シ速ニ進達スヘシ

第二條 工場法令施行細則(以下單ニ細則ト稱ス)第二條第一號乃至第三號ノ届出アリタルトキハ其ノ事由ヲ調査シ報告スヘシ

第三條 工場法第二條第二項ノ許可申請アリタルトキハ本手續第一條ニ依ルノ外其ノ業務ノ種類、就業、休憩時間及休日ニ關スル事項ハ農商務省訓令第十號(大正五年八月三日)ニ抵觸ノ有無及其ノ雇傭ニ關シ不正ノ行爲ナキヤ否ヤヲ調査シ進達スヘシ

第四條 工場法第八條ニ依リ申請又ハ届出アリタルトキハ期間ノ適否及左ノ事項ニ關シ精密調査ヲ遂



巖手縣

工場法施行細則

(大正五年九月二日 巖手縣令第二十八號)

第一條

工場及附屬建設物ヲ建設セムトスルモノハ法律並命令ニ別段ノ規定アルモノノ外工事着手前左ノ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ増築、改築又ハ設備ヲ著シク變更スルトキ亦同シ

- 一 本籍、住所、身分、職業及生年月日
- 二 事業ノ種類並使用ノ目的
- 三 建設物ノ位置及工場敷地ノ周圍六十間内ノ平面圖
- 四 建設物ノ平面圖、側面圖、斷面圖及其ノ構造設備ノ設計書
- 五 原動機使用ノ有無並使用スルモノニ在リテハ其ノ種類及實馬力
- 六 工事落成期日
- 七 職工又ハ徒弟ノ豫定人員及寄宿舎ニ寄宿セシムヘキ人員

第二條 工業主ハ工場法第二條第二項ノ規定ニ依リ左ノ業務ニ就カシムル場合ニ限り知事ノ許可ヲ得テ十歳以上十二歳未満ノ者ヲシテ業務ニ就カシムルコトヲ得但シ特別ノ理由アルモノニ限り左記各號以外ノ業務ニ就カシムルコトヲ許可スルコトアルヘシ

一 菓子、卷煙草、黃燐ヲ使用セサル燐寸(黃燐ヲ使用スル燐寸ニ付テハ工場法施行後二年ヲ限リ本則ニ依ルコトヲ得) 刷子又ハ鈕釦ノ製造工場

巖手縣

一八三

事 記 動 異	均平ノ年ヶ一去过職備工使		内				賃 金 支 拂 期		
	女	男	滿未歳二十		上以歳二十		稼 高	月 給	日 給
			女	男	女	男			

一八二



ニ於ケル函詰、綴付、包装又ハ標紙ノ貼付

二 紙函又ハ燐寸函製造工場ニ於ケル函貼

三 印刷、製本又ハ製紙工場ニ於ケル紙ノ折疊又ハ帶封掛

四 生絲製造工場ニ於ケル屑物ノ處理

五 織物工場ニ於ケル箆通、綜統通、絲ノ手繰又ハ管卷

第三條 工場法第二條第二項ノ許可ノ條件左ノ如シ

一 一日ノ就業時間六時間ヲ超エサルコト

二 一日ノ就業時間カ三時間ヲ超ユルトキハ就業時間中ニ三十分以上ノ休憩時間ヲ設クルコト

三 毎月四回以上ノ休日ヲ設クルコト

四 工場法施行令第二十六條ノ規定

第四條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ就業セシムルトキハ工場法第七條ノ規定ニ依ル休日、

休憩時間、交替及就業時間轉換ノ方法ヲ定メ知事ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第五條 工場法第八條第四項ノ季節ニ依リ繁忙ナル事業ノ種類左ノ如シ

一 生絲製造業

二 製茶業

三 果物ノ罐詰業

第六條 工業主ハ工場法第八條ノ規定ニ依ル許可、認可ノ申請又ハ届出ニハ左ノ事項ヲ具スヘシ

一 事業ノ種類

二 事由

三 期間

四 就業時間及休憩時間

五 午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムル者ノ交替及就業時轉換ノ方法

第七條 工場法施行規則第八條第一項但書同條第三項但書及同則第九條但書ニ依リ就業セシムルトキ

ハ知事ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ニハ傳染豫防ノ處置方法ヲ詳記シ又ハ醫師ノ意見書ヲ添付スヘシ

第八條 傳染病豫防ノ方法不適當若ハ病症傳播又ハ増悪ノ虞其ノ他ニ依リ就業セシムヘカラスト認ム

ルトキハ就業ノ制限又ハ禁止ヲ命スルコトアルヘシ

第九條 工場主ハ毎年二回職工ノ健康診断ヲ行ヒ其ノ結果ヲ第一號様式ノ健康診断簿ニ記載シ置クヘ

シ但シ操業一年間ニ六箇月ヲ超エサル工場ニ在リテハ職工ノ健康診断ヲ一回ニ省略スルコトヲ得

第十條 工場主ハ第二號様式ニ依リ職工ノ負傷疾病者名簿ヲ工場毎ニ備置キ事故發生ノ都度所要ノ記

載ヲ爲スヘシ

第十一條 前二條ノ簿冊ハ曆年度別トシ使用後三年間保存スヘシ其ノ之ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ

事實發生ノ日ヨリ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第十二條 工業主ハ一箇月間ニ於ケル職工扶助ニ關スル左ノ事項ヲ取纏メ翌月十日迄ニ知事ニ届出ツ

ヘシ

一 被扶助職工ノ本籍氏名業務ノ種類職工死亡シタル場合ハ仍扶助料葬祭料ヲ支給シタル者ノ氏名

- 及其ノ續柄
- 二 扶助料葬祭料支給額
- 三 扶助ノ事由
- 四 負傷疾病ノ治療日數並經過ノ状態
- 五 被扶助者ヲ解雇シタルトキハ其ノ月日並事由
- 六 被扶助者歸郷シタルトキハ旅費ノ給否
- 第十三條 扶助規則ノ變更届出ニハ其ノ事由ヲ詳具スヘシ
- 第十四條 工場法施行令第二十五條ノ規定ニ依ル職工ノ貯蓄金管理ノ認可申請ニハ管理方法ノ外左ノ事項ヲ具スヘシ
  - 一 職工毎月ノ貯蓄金額
  - 二 工業主ハ名義ノ何タルヲ問ハス職工ノ貯蓄金トシテ給與スルモノアルトキハ其ノ額
  - 三 郵便貯金、銀行預金ノ方法ニ依ルモノノ外ハ其ノ利率

第十五條 工場法施行規則第二十條第三號ノ規定ニ依リ工業主カ賃金ヲ支拂ヒ又ハ貯蓄金ヲ返還スヘキ場合左ノ如シ

- 一 天災地變其ノ他ノ災厄ニ依リ被害ヲ受ケタルトキ
- 二 職工カ業務ニ基因セサル疾病ニ罹リ二十日以上引續キ治療ヲ要スルトキ
- 三 同居ノ家族又ハ扶養スヘキ義務アル者疾病ニ罹リ三十日以上引續キ治療ヲ要スルトキ
- 四 父兄ノ生計ヲ補助スル爲必要ナルコトノ明白ナルトキ

第十六條 工業主ハ職工ノ共済ニ關スル規定ヲ設ケタルトキハ其ノ規定ヲ知事ニ届出ツヘシ

第十七條 工場管理人ノ選任認可申請又ハ届出ニハ履歴書ノ外左ノ書類ヲ添付スヘシ

- 一 工業主ト被選任者間ニ於ケル委任狀又ハ契約書ノ寫
- 二 被選任者ノ戸籍謄本又ハ抄本

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ工場管理人トナルコトヲ得ス

- 一 未成年、禁治産者、準禁治産者
- 二 家資分散又ハ破産ノ處分ヲ受ケ復權セサル者
- 三 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行ヲ終リ又ハ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三年ヲ經過セサル者

四 工場管理人選任ノ認可ヲ取消サレ又ハ解任ヲ命セラレタル日ヨリ二年ヲ經過セサル者

第十九條 工場管理人ニ選任セラレタル後前條各號ノ一ニ該當スル事實發生シタルトキハ其ノ資格ヲ失フモノトス

第二十條 工場管理人自ラ工場ヲ管理セス其ノ他不適當ト認ムル行爲アルトキハ認可ヲ取消シ又ハ解任ヲ命スルコトアルヘシ

第二十一條 職工ノ雇入周旋ニ關シテハ工場法及同法ニ基キテ發シタル命令ニ依ルノ外別ニ規定アルモノハ之ヲ準用ス

第二十二條 工場法施行規則第二十二條ノ規定ニ依ル届出ハ事實發生ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ爲スヘシ



- 二 同一職工ニシテ同一月内ニ二回以上負傷又ハ疾病ニ罹リタルトキハ各別ニ記載スヘシ
- 三 治療中止、廢止又ハ治療中解雇シタルトキハ其ノ月日竝事由ヲ備考欄ニ記載スヘシ
- 四 負傷原因機械其ノ他ノ設備ニ觸レタルニ因ルトキハ其ノ部ノ名稱ヲ原因欄ニ明記スヘシ
- 五 業務別ノ記載ハ第一號様式ノ例ニ依ルヘシ
- 六 毎月其ノ月ノ記載末尾ニ職工月末現在總數ヲ男女別ニ記載スヘシ

工場法施行取扱手續

(大正五年九月二日 廠手縣訓令乙第二十九號)

- 第一條 工場及附屬建設物ノ建設又ハ從來ノ建造物ヲ工場又ハ附屬建設物ニ充當使用ノ認可申請ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ進達スヘシ
  - 一 工場及附屬建設物ト附近ノ學校官公衛寺院公園等トノ距離其他ノ關係竝ニ工場及附屬建設物ノ建設又ハ從來ノ建造物ヲ工場又ハ附屬建設物ニ使用スルニ依リ公安風紀衛生其ノ他地方ニ及ホス影響竝地方民ノ意嚮
  - 二 株式組織ノモノニ在リテハ其ノ資本金及株式應募ノ狀況合資又ハ合名組織ノモノニ在リテハ其ノ資本金額及各出資者ノ出資額
  - 三 起業者又ハ主ナル發起人ノ原籍、住所、身分、職業、生年月日、性行、資産、負債、信用ノ程度及經歷
- 改築増築又ハ著シク設備ヲ變更スル場合ニハ前項第二號第三號ノ調査ヲ省略スルコトヲ得
- 第二條 工場及附屬建設物竝設備カ危険ヲ生シ又ハ公安風紀、衛生其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認めルトキハ其ノ狀況ヲ詳報スヘシ

前項ノ事實急速ヲ要スルトキハ相當處理シ其ノ旨速ニ報告スヘシ

第三條 第一號様式ニ依リ工場臺帳ヲ備ヘ置キ工場法ヲ適用スヘキ工場ヲ登録シ其ノ異動ハ遲滯ナク報告スヘシ

第四條 工場法第二條第二項ノ規定ニ依リ許可ノ申請ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ進達スヘシ

- 一 工場法施行細則第二條各號以外ノ業務ニ就カシムル虞ナキヤ
- 二 風紀、衛生及危険防禦ニ關スル設備ノ狀況
- 三 非常設備ノ狀況
- 四 作業所職工一人當リ坪數
- 第五條 工場法第八條ノ規定ニ依リ許可認可ノ申請又ハ届出ヲ受理シタルトキハ即日進達ノ手續ヲ爲シ同條第三項ノ届出ニ在リテハ特ニ進達前其ノ要領ヲ電話ニテ即報スヘシ
- 第六條 工場法施行細則第七條ノ届出アリタルトキハ傳染豫防ノ適否、病症ノ經過及健康回復ノ狀態等ヲ調査シ就業支障ノ有無ニ關シ意見ヲ附シ速ニ進達スヘシ
- 第七條 工業主ト職工間ニ於ケル紛争ヲ認知シタルトキハ其ノ原因及相互ノ主張ヲ速ニ報告スヘシ
- 第八條 工場管理人選任ノ認可申請又ハ届出ヲ受理シタルトキハ工場法施行細則第十八條各號及性行信用ノ程度等ヲ調査進達スヘシ
- 第九條 工場法施行令第十七條同令第十九條第二項ノ規定ニ依リ保存スヘキ書類ノ滅失又ハ毀損ノ届出ヲ受理シタルトキハ其ノ原因ヲ調査シ進達スヘシ